

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第四集

源太夫、情けを以て申し諭す

和歌山県立文書館

目次

はじめに	1
1 鉄砲売り先これ有り候	3
2 四軒目は嘉兵衛	19
3 瓦二、三枚檀尻にて落し候	33
4 牛揃い共五、七人呼び寄せ	42
5 惣髪にて禱祈者体	49
6 浄瑠璃興行御届け失念	64
7 源太夫、情けを以て申し諭す	72
8 忌中引き五人組預け	99
9 不奉公に付き再応願い	104
10 贗金似寄りの品を所持致し	110

## はじめに

「7 源太夫、情けを以て申し論す」では、嘉永元年（一八四八）、大和国吉野の筏乗り仲間が材木を筏に組んで、おそらく紀ノ川を和歌山まで下します。この材木を売却した大金を持ったまま徒歩で吉野に戻る途中、伊都郡佐野村（伊都郡かつらぎ町佐野）の宿屋に泊まったものの、この内二十両（三百万円ほど）を紛失します。宿からの願いを受けた伊都郡胡乱者改堀源太夫（堀氏は弘化三年胡乱者改助役に就いています。その年まで源十郎を名乗ったようで、それ以後は源太夫）が、筏乗り仲間や宿の者たちを吟味しますが手掛かりはみつかりません。

胡乱者改とは、取締りや、事件での探索・捕縛・吟味を担った役儀で、家格の高い農民が任じられました。この吟味を源太夫は、「情ケヲ以申論し」（情けをかけて論し）といい、宿の主人は、「厚御利解被為仰聞」（真心のこもったご説得をお言い聞かせになつ）たと評します。さらに源太夫は筏乗りの親方にも、「金子詫出し候様」（詫びて金

子を差し出す様）に筏乗り達にじつくりと言ひ聞かせなさいとすすめます。盗った金子を差し出させる、もちろんそのためには条件を付けなければならぬでしょうが、「此方之目がね二相掛り候者」（こちらが怪しいとらんだ人物）を召し捕るぞというのは脅しです。二十両の盗みは大罪ですし、証拠より自白こそが要件となる時代なのに、強権的な吟味はしようとしません。

大岡裁きというものがありません。享保期に江戸町奉行だった大岡越前守が人情味あふれる名裁判を行なったというもので、読み本や講談などで取り上げられました。そのほとんどは創作ですが、しかし、越前守の判断や人情が映し出されるような裁きの制度だったことは間違いないところです。細かな規範があり行動が縛られたというわけではありませんでした。善し悪しは別として、その人物の裁量の余地が大きい時代だったので。

それは、「1 鉄砲売り先これ有り候」でもみられま

す。弘化三年（一八四六）、百姓源兵衛が、持っていた  
獵師鉄砲を売ってやると言われ、渡したものの代銀もく  
れなければ鉄砲も返しません。鉄砲詐欺事件です。百姓  
源兵衛は胡乱者改堀氏に訴えます。確かに詐欺事件とい  
うのは難しいので、鉄砲を盗った男も代銀を払わないと  
は言っていないわけです。堀氏は、この男に自白をさせ  
たりはせず、結局、間に立った人物が交渉するというこ  
ろで折り合っています。しかし、これでは詐欺事件の  
探索とはいえません。示談の斡旋です。この胡乱者改は  
温情主義が信条だったようなのです。

「10 贗金にせがね似寄りの品を所持致し」では、胡乱者改堀氏  
の思いやりをかけた吟味が裏目に出てしまいました。嘉  
永四年、贗金を持った男を召し捕ったところまではい  
のですが、その男が贗金は、「目方も軽ク色合等茂悪敷  
其上格好も相違致シ：全ク贗金与申品ニ而者無之」（目  
方も軽ク色合い等も悪く、その上格好も相違している：  
全く贗金と申すようなものではありません）と主張する  
のをくずせなかったのです。贗金は作っただけでも大罪  
だと分からせていません。自白を強要しないのはいいと

して、「容易ニ似寄之品ヲ所持致有之段不埒千万」（安易  
に紛らわしい品物を所持していたことは不埒千万）だと  
納得させるだけに終わっています。

なお、掲載の古文書には言葉遣いの間違いが多くみら  
れます。「此程被仰付候」で文を始めたものの、書き進  
めていくうちにそれを忘れて以下の文を続けてしまつた  
り（「5 惣髮にて禱祈者体」、遠慮がちに遠回しの文を  
書こうとして「可被成下候様仕度奉存候」（して下さい  
という様に望んでおります）」という意味不明な言い回し  
にしたり（「6 浄瑠璃興行御届け失念」）しています。  
近世の人々もこんな間違うのかと安心して読んでくだ  
さい。もちろん近世文語文には、時制がありませんし、  
主格（主語）もはっきりとは書かないものなので、その  
点には注意が必要です。

今回は、主として二〇〇一年と二〇〇年の古文書講座使  
用古文書から経済事件を中心に選びました。寄託者紀の  
川市名手市場堀家には感謝いたします。今回も、『日本  
国語大辞典』第二版を活用しています。なお、伊藤信明  
他編『堀家文書目録』もご利用下さい。（遊佐教寛）

# 1 鉄砲売り先これ有り候

ここから五件は、弘化三年（一八四六）の「喧嘩・口論・盗賊・不奉公人控」（堀家文書ア二五）から取り上げます。本項は、売り物の鉄砲を騙し<sup>だま</sup>取られた事件です。人

が好いというのか、そもそも最初から話はおかしいのですが、あれこれ屁理屈を付けられ代銀をもらえませんが、あり得ますねえ、こういう話は、品物に限らず。

## 【代呂物にても返しくれ】

一般に平百姓の願い書きは、百姓当人が書いたものではなく、ほぼその村の庄屋の筆と考えることができま<sup>す</sup>。その場合、庄屋となると大庄屋とはさすがに異なり、それほど文章に熟達しているわけではない者が多くて当

然です。この願い書きの場合も、文体としては、表現の間違いや説明不足の文章を随所にみることができます。それはそれとして読み応えがあるのですが。

## 〔釈文〕

① 乍恐奉願上候口上 妙寺村 源兵衛

一妙寺村百姓私義、作間稼二古手商賣少々宛いたし

罷在候所、四郷大久保村親類今古鉄砲を以賣呉候様頼遣し候

付私方二有之候所、②當五月廿五日岡屋利兵衛与申者参り、右

鉄砲賣先有之候間明日昼迄貸呉候様申二付、任其意

①

久延平致下平ほど

妙子付

ほま

一妙子付る此れ私事他人存古も名貴少く完いし下  
 至るは心御去立保村親族古往純心誠意是れ私事也  
 有私事ありては<sup>②</sup>あつたすは是れ私事也  
 縁地事名ありては明日是れ私事也  
 望むるは<sup>③</sup>大日取返るる事也  
 今是れ私事也  
<sup>④</sup>此の事云々也  
 事是れ私事也



子と書き 仕合申上り申上り 何年格別之由に思ふ事も  
扱ふ所申上り 格別申上り

⑧

〆〆〆〆

申上り 格別申上り

申上り

申上り 格別申上り

申上り 格別申上り

⑨

申上り 格別申上り 〆〆〆〆 申上り 格別申上り

申上り 格別申上り 〆〆〆〆 申上り 格別申上り

〆〆〆〆

申上り 格別申上り

格別申上り

⑩

申上り 格別申上り 〆〆〆〆 申上り 格別申上り



御座候間、萬一代呂物ニ而も返し呉レ候へハ  
 御召出之上、代銀相立候歟、又ハ鉄砲ニ而も返し候様被為  
 仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候、乍恐幾重ニも奉願上候、以上  
 下紙奉申上候  
 本文奉願上候義ハ、最早節前ニも趣候付、夫々拂方之手當  
 ニもいたし居候義ニ御座候間、萬一代呂物ニ而も返し呉レ候へハ

貸遣し候所、③右日限ニ返事無之故、催促致し候所一兩日見  
 合具候様申ニ付、相待居候所何之沙汰無之故、段々催促致シ  
 候而も色々言延し候間、④其後幾度も催促いたし候得者、

葉藍仕付有之候故右藍賣次第返済致シ候様申之

二付、此義も相待候所當六月廿一日ニ右藍賣候様子承り

候付、其日早速欠附催促いたし候所右約定之及期ニ

無牒而已申、⑤一向取敢不申甚難儀・迷惑仕候付、無據恐

多も不願奉願上候、⑥何卒格別之御取扱ヲ以右利兵衛

御召出之上、代銀相立候歟、又ハ鉄砲ニ而も返し候様被為

仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候、乍恐幾重ニも奉願上候、以上

⑦ 下紙奉申上候

本文奉願上候義ハ、最早節前ニも趣候付、夫々拂方之手當

ニもいたし居候義ニ御座候間、萬一代呂物ニ而も返し呉レ候へハ

早々賣方仕度奉存候間、何卒格別之御仁恵ヲ以早々御取  
扱被為成下候様奉願上候、以上

⑧

午七月

同村庄屋  
半四郎殿  
妙寺村願人源兵衛印

⑨右之通願出候ニ付、内手相調へ候所、相透無之候付、  
奉御達申上候、早々御取扱被為成遣候様仕度奉存候、以上

堀源十郎殿  
庄屋  
半四郎印

⑩右願ニ付、則三日ニ庄屋元へ申遣シ候、尤六日ニ  
拙宅ニ罷出候様申越し候

七月三日  
妙寺村庄屋  
半四郎殿  
堀源十郎

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら願い上げ奉り候口上

一 妙寺村百姓私義、作間稼に古手商売少々宛いたし

罷り在り候所、四郷大久保村親類より（夕）古鉄砲を以て売りくれ（呉）候様頼み遣し候に  
付き私方に之有り候所、②当五月廿五日岡屋利兵衛と（与）申す者参り、右  
鉄砲売り先之有り候間明日昼迄貸しくれ候様申すに付き、其意に任せ

貸し遣し候所、③右日限に返事之無き故、催促致し候所一兩日見合せくれ候様申すに付き、相待ち居り候所何之沙汰も之無き故、段々催促致し候て（而）も色々言い延し候間、④其後幾度も催促いたし候えば（得者）、

葉藍仕付之有り候故右藍売れ次第返済致し候様之を申す

に付き、此義も相待ち候所当六月廿一日に右藍売り候様子承り

候に付き、其日早速駆け付け（欠附）催促いたし候所右約定之期に及び

無体のみ（而已）申し、⑤一向取り敢え申さず（不）甚だ難儀・迷惑仕り候に付き、  
抛 無く恐れ

多くも願みず（不）願い上げ奉り候、⑥何卒格別之御取り扱いを以て右利兵衛

御召し出し之上、代銀相立て候か（敷）、又は鉄砲にても返し候様

仰せ付かせられ（被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰<sub>一</sub> 付<sub>一</sub>）下され（被<sub>レ</sub>下）候はば（ハ、）

有り難き仕合せに存じ奉り候、恐れ乍ら幾重にも願い上げ奉り候、以上

「⑦

下げ紙申し上げ奉り候

本文願い上げ奉り候義は、最早節前にも赴き候に付き、夫々払い方<sub>の</sub>手当

にもいたし居り候義に御座候間、万一代物（代呂物）にても返しくれ（呉レ）候えば（ハ、）

早々売り方仕り度く存じ奉り候間、何卒格別之御仁恵を以て早々御取り

扱い成し下せられ（被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>成<sub>一</sub> 下<sub>一</sub>）候様願い上げ奉り候、以上

「

⑨右之通り願い出で候に付き、内手相調べ候所、相違之無く候に付き、

御達し申し上げ奉り候、早々御取り扱い成し遣わせられ（被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>成<sub>一</sub> 遣<sub>一</sub>）候様仕り度く存じ奉り候、以上

⑩右願いに付き、則三日に庄屋元へ申し遣し候、尤も六日に

拙宅に罷り出で候様申し越し候

〔文意例〕

① 恐れ多いことですが、願ひ上げます口上書

一妙寺村在の百姓であります私のことですが、作間稼さくまぎに古手商売ふるてを少々ずつ致して

暮らしています。四郷しごう大久保村親類より古い（獵師）鉄砲を売ってくれる様にと頼んでやった（来た）

ので（その鉄砲を預かつて）私方に置いてありました。② 本年五月二十五日岡屋利兵衛という者が参り、右鉄砲の売り先があるので明日昼迄貸してくれる様にと申すので、相手のいう通りにして

（鉄砲を）貸してやりました。③ ところが、その日限になっても

（岡屋利兵衛からは）返事がないので、（鉄砲代銀を）催促したところ一兩日見合せてくれる様にと申します。そこで待つておりましたところ

（利兵衛からは）何の沙汰もありません。あれやこれや催促しても色々理屈を付けて期限の先延ばしをします。④ その後幾度も催促すると、

（利兵衛は）葉藍を仕付けたものがあるので、

この藍が売れ次第（鉄砲代銀を）返済するといふ様なことをいいました。

そういうので待つていると、六月二十一日にこの藍が売れたといふ話を聞きました。

その日早速（利兵衛のところ）に）駆付け付けて催促いたしました。この約定期限（藍が売れた日）になつても筋の通らないことばかり申します。

⑤（鉄砲代銀の支払いについては）全く触れず甚だ難儀・迷惑いたしておりますので、致し方なく恐れ

多いことも願わずに願い上げ申します。⑥何卒格別の御取り扱いを以て右利兵衛を御取り調べになった上で、(鉄砲)代銀を渡すか、または鉄砲でも返す様に

仰せ付け下さいましたならば有難いことでございます。恐れながら重ねてお願いいたします。以上

〔7〕 下げ紙で申し上げます

本文でお願いしました件についてですが、最早節供前(諸向きの支払いをすべき七夕前日の決算日)

にもなりますので、(手元の入銀を)それぞれ支払いの費用

にもいたしておること(時期)でございます(親類も同様)。万一品物(鉄砲)でも返してくれたならば

(親類のために)早々に売却致したい(致してやりたい)と存じます。何卒格別の思召しで早々御取り

扱い下さいます様お願いいたします。以上

⑨右の通り(源兵衛が)願い出でました。内々に調べましたところ、

(願い出でたことは事実)に相違ありませんので、

(願いを)御達し申し上げます。早々御取り扱いをしておやりになりますように望んでおります。以上

⑩右願いに付いて、則三日に(妙寺村の)庄屋元へ言ってやった。つまり、六日に

拙宅に(岡屋利兵衛が)出向くようにと伝えた。

〔語意・語法〕

①乍恐奉願上候口上「乍恐」は願い出の際の定型句。恐れ多いことですが。「奉」は補助動詞として、下の動詞

が胡乱者改に願い上る際の、胡乱者改に対する謙讓(⑧)

では、宛先が形式的に庄屋にしてある。「口上」は「口

上書き」(口頭で述べた内容を文章に書き留めたもの)

の略。ただ、近世には口上ではなく文書が重要になり、文書での提出に重きが置かれていくが、表題にはかつての名残として、形式的に「口上」の文言が付け足されていることも多い。妙寺村源兵衛⑧にもあるように願出人。この位置に願出人を記すことが必ずしも必要なわけではないものの、この形式は本「控」にもいくつかの事例が載る。この位置には、例えば処罰・褒賞・調書等を記した文書の場合、その対象となる人物名を記すことが多いので、区別する必要がある。妙寺村は、かつらぎ町妙寺。作問稼 農業の合間に別の稼ぎをすること。古手商賣 古物商。少々宛「宛」は「ずつ」とも。罷在「罷」は他の動詞（ここでは「在」）の上に付き、その複合した動詞を丁寧にいう。四郷大久保村伊都郡四郷莊（ひがしら）（平村・平村・東谷村・滝村）平村（かつらぎ町平）・東谷村（かつらぎ町東谷）の枝郷。古鉄砲を以「鉄砲」は獵師鉄砲。「以」は強調。頼遣しこの文節だけ、親類が主格（主語）のいい方になっている。親類が源兵衛に頼んで遣った。意識が親類に移ってしまったのだろう。全体が百姓源兵衛の文章なので無理がある。「頼来候」

がよい。私方ニ有之候「之」は強調。「賣呉候様頼」できたので「私方ニ有之」ではつながらない。「預り候而私方ニ有之候所」か「私方ニ預候所」にすべき。

②岡屋利兵衛 次項【相尋ね度き御用の品これ有り】①に「其許御支配下岡屋利兵衛」とある。妙寺村住ではあるが、屋号岡屋が付いているから商人だろう。参りここではいい語。有之候間「間」は原因、理由を示す。「…なので」。任其意「其」は相手。ここでは岡屋利兵衛。相手の意向通りにする。貸遣しここは百姓源兵衛が岡屋利兵衛に貸してやったのだから、①の「頼遣」とは違つてこの表現で問題はない。「遣」は補助動詞的に、尊大な気持ちを含めて、「…してやる」。岡屋利兵衛に向けての表現。

③日限 期限。「にちげん」「ひぎり」とも。無之「之」は強調。一両日「両」は二。一、二日。いち日ふつ日。相待居「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。「居」は継続、進行を表わす補助動詞。自分の言動を卑下したり、他人の言動をさげすんだりする。源兵衛が自分の行為について言っている。沙汰 報告。通

知。段々かさねがさね。あれやこれやと。言延しいろいろ理由をつけて、期限を先に延ばす。

④候得者 継起的関係。契機となった行動。…と。…したところ

が。葉藍 藍は染料にするためには夏に刈り取り、刻んで乾燥させる。この乾燥させたものが「葉藍」。

仕付 作りつけること。賣次第 ということは、鉄砲はすでに売却し、その代金を利兵衛は使い込んでいる。詐欺の可能性が高い事件。返済致シ候様申之 ⑥の「相立候 欺、…返し候様被為仰付」ならば、「仰付」る胡乱者改

にとつて第三者である利兵衛の行為は具体的にどういう形になるかは分からないから、そうした場合に「様」が使われても不自然ではない。しかしここでは利兵衛が自分の行為であるにもかかわらず、「返済致シ候旨申之」ではなく、「返済致シ候様申之」となっている。きつぱりと返すといったのではなく、曖昧に返すという「様な返事をした点」が、この表現に反映しているように思える。「申之」は「(利兵衛)申之」。「返済」は鉄砲代銀の返済。此義も「藍売」のこと。源兵衛にすれば、これまでの単なる延滞も待ち続けたが、「藍売」代金で支払う

という条件に変えてきたのでそれに関してさらけ付た、という気持ちの表現。欠附 駆け付け。無躰 無理なこと。筋が通らないこと。

⑤取敢 取り上げること。問題にすること。迷惑仕「仕は「する」を丁重にいう。奉願上「奉」は源兵衛の「願上」についての、胡乱者改に対する謙讓。

⑥召出し ここでは呼び出して取り調べること。代銀代銀を先に述べているのは、岡屋利兵衛がすでに鉄砲を売り払い、手元にはない事を前提にしているから。相立候 欺「立」は、金銭、年貢などを差し出す。支弁・弁償する。「相立候」は、下の「返し候」と共に、以下「様被為仰付被下候」につながる。又八鉄砲二而も返し候様「又八鉄砲返し候様」でなく、間に「二而も」が入っている。

売却代銀を渡せないのならば「鉄砲でも(いいから)返せ」の意味。もちろん、購入者から鉄砲を取り上げるのは本来筋違いであることは源兵衛も了解しているから、⑦に、「萬一、一代呂物二而も返し呉レ候へハ」と記す。被為仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候「可被為仰付候」のこと。これをていねいにすれば、「被為仰付可被下候」

となる。さらに、主体の意志「可」を弱めたものが、この「被為仰付被下候ハ、難有仕合ニ奉存候」となる。

源兵衛の胡乱者改に対する話法。「被為仰付」のうち、「被・為」は共に尊敬を示す助動詞。「仰付」は、命じるの敬語。藩、ここでは胡乱者改が御命じになる。源兵衛からの敬語表現。「被・為」を加えて三重の敬語。庄屋宛てになつてゐるが、実際には胡乱者改に対する敬語表現。「被下」の「被」は敬語。下さる。「下」の原義は「与える」。ここも胡乱者改の「下」に対する源兵衛からの敬語表現。「候ハ」、「は、だとすれば。「候」(候ふ)の語尾変化「候」(候は)に、仮定の「ば」を加えた表現。「奉」は、本文で直後に書かれる「奉願上候」も同様、源兵衛自身の行為「存・願上」を、庄屋にはなく胡乱者改に対する謙讓表現としたもの。幾重二も何度もかさねて。特に、下に、わびる、願うの類の語がきて、その気持ちを強めていう。

⑦下紙奉申上候「以下紙奉申上候(下げ紙を以て申し上げ奉り候)」のこと。「奉」は、源兵衛の「申上」についての、胡乱者改に対する謙讓表現。本文に付した「下紙」

なのだから表題は本来必要がない。「下紙」は付箋。下げ札。留め書きだからわかりにくい、「妙寺村願人源兵衛印」の前までが下紙に書かれた内容。願書きの途中に「下紙」の内容を挿入した形で留め書きを作っている。

節前「節(せつ・せち)」は「節供」。「節供前」は節供の前の日の決算日。ここでの「節供」は七夕。趣(赴)候「赴」は、向かう。向かつて行く。行く。拂方払うこと。支払い。手當 支払いに用意する金銭。費用。萬一筋違いとはいへ、鉄砲が戻ってくることもないといへないのだから、「万一」という表現は強すぎる。代呂物 代物。ここでは品物。鉄砲のこと。候へハここは「候ハ、」の意。賣方仕度奉存候「仕度奉存候」は、このような自分の行為に対して述べるのが本来の使い方。⑨の「被為成遣候様仕度奉存候」のような他人の行為に付随させれば婉曲話法になる。被為成下候様奉願上候「可被為成下候」の「可」を弱めた形。源兵衛の胡乱者改に向けた話法。「被・為」は胡乱者改の行為「成下」についての、源兵衛からの敬語表現。「成下」は「下」に比べ、やや格式張った物言いか。「奉」は源兵衛の「願



上」を、胡乱者改に対して謙讓表現としたもの。

⑧願人「ねがいん」。午七月 弘化三年（一八四六）午年。同村庄屋半四郎殿 胡乱者改宛ての願書だが、手続き上通さなければならぬ庄屋宛てにしている。

⑨内手「内々で」の意か。奉御達申上候「奉」は庄屋の「申上」についての、胡乱者改に対する謙讓。「申上」は目上の人のために、ある行為をしてさしあげる。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表す体言（ここでは「御達」）の下に付けて、その行為の対象（胡乱者改）を敬う。語順は「御達奉申上候」が多い。被為成遣候様仕度奉存候「可被為成遣候」のこと。ここから「可」を弱めると、「被為成遣候様奉願上候（願上）」を「存」に置き換える方がさらに弱まる」となるが、さらに婉曲的な話法に変えたものが、「被為成遣候様仕度奉願上（存）候」。庄屋の胡乱者改に向けた話法。同じような表現で「致度」は、使用頻度も少なく、大庄屋同士、代官と大庄屋の間等で使われるに過ぎないが、一方「仕度」は比較的使われ、平百姓や庄屋の文面にも表れる。「被・為」は胡乱者改の行為「成遣」に対する、庄屋か

らの敬語表現。「遣」は補助動詞的に、尊大な気持ちをこめて、「：してやる」。胡乱者改が百姓惣代に対して「してやる」。「被為成遣」だから「しておやりになる」。庄屋の行為「仕」は胡乱者改に対する謙讓表現。「奉」は庄屋の「存」についての、胡乱者改に対する謙讓表現。堀源十郎 伊都郡胡乱者改。犯罪の探索、容疑者の捕縛・吟味を担い、伊都郡の内、高野寺領を除いた本藩領、丁ノ町組二五か村・中組二五か村・上組三八か村を任せられた。

⑩右願二付：申越し候 ⑩は、妙寺村庄屋に送った文章そのままを記していると考えると意味不明。「控」に書いた堀源十郎の覚えととれば、この短く、具体的でない表現は納得できる。則三日二庄屋元へ申遣シ候 この一文を記したあとで、日付・宛先を書き加えたために、言わずもがなになってしまった。尤六日二拙宅二罷出候様申越し候 文頭に「尤」があるからここが主文。「罷出」は岡屋利兵衛が。「申越し候」は堀源十郎が。「拙者」申越し候」のこと。「罷出候様」のあとに、「可被申付旨」「可被致旨」等を補えば理解できる。

【相尋ね度き御用の品これ有り】

前項【代呂物にても返しくれ】の⑩、三日付達で、胡乱者改堀源十郎が一方的に（庄屋を通じて岡屋利兵衛に對し）「六日二拙宅ニ罷出候様」と伝えただけではラチがあかなかつたようです。妙寺村庄屋に宛てた、十二日付の二つめの達が残っています。

ところがここで胡乱者改は、利兵衛が「拙宅へ罷出候」か、「役代ニ而も不苦候」といい、實際十三日には「成代り参り候者半兵衛与申者」が出向いて来たのです。次の、「急々世話仕候而掛合致ス筈」は、利兵衛・源兵衛に向けての「世話」に謙讓語の「仕」を使っていますから、これは胡乱者改ではなく「成代り参り候者」が、急ぎ間に立ち交渉する予定であるという意味です。とりあえず胡乱者改はそこで折り合いました。いまだ岡屋利兵衛を詐欺事件の「容疑者」として扱っているわけ

〔積文〕

①其許御支配下岡屋理兵衛与申者へ相尋度御用品

でもなければ、ましてや「召捕」つてもいないのです。たしかにこの件は難しい。岡屋利兵衛は逃げも隠れもしていないばかりか、売却した鉄砲代銀について、「一兩日見合具」「色々言延し」「藍賣次第返済致シ候様申之」と、返さないと一回も言っていないわけですね。願人源兵衛も、「利兵衛御召出し之上代銀相立候」、とにかく代銀を返してほしいのです。それはそうなのですが、これでは示談の仲介で、詐欺事件の探索とはいえません。この胡乱者改は人情家だったので。

なお、これは前項【代呂物にても返しくれ】、三日付の⑩と異なつて達をそのまま書き写したものですから、三日付の⑩の文言も、実際にはここにみるように具体的に詳細な表現がとられていたものと考えられます。本史料②は、同じく堀源十郎の覚となっています。



与申者参り、急々世話仕候而掛合致ス筈

〔読み下し文〕

①其許御支配下岡屋理兵衛と（与）申す者へ相尋ね度き御用之品のしな之有り候間、明十三日四つ時迄に村役人中之内壺人付き添い、拙宅へ罷り出で候様御申し付け成らる可く（可レ被レ成）候、

尤も役代にて（二而）も苦しからず（不レ苦）候、之に依り申し越し候、以上

②七月十三日岡屋利兵衛に成り代り参り候者半兵衛と申す者参り、急々世話仕り候て掛け合致す筈

〔文意例〕

①其許の御支配下にある岡屋理兵衛と申す者へ尋ねたい「御用」の類があるので、明日十三日四つ時迄に村役人中からひとり付き添い、拙宅へ（利兵衛が）出頭する様御申し付けなさって下さい。

もつとも代理人でもかまいません。そういうことで

申し伝えます。以上

②七月十三日岡屋利兵衛に代って参った者で半兵衛

という者が参り、（半兵衛が）急ぎ（利兵衛と源兵衛を）斡旋し（源兵衛と）交渉いたす予定。

〔語意・語法〕

①**其許御支配下**「其御村岡屋理兵衛」でよいはずだが、重々しく「其許御支配下」と表現している。「其許」はあなた様。後掲「相尋度御用之品」の注参照。**岡屋理兵衛**前項②の「岡屋利兵衛」のこと。近世には、音が同じならばこだわりなく同じ文字と考えるので、同様の事例は頻繁にある。**相尋度御用之品**「相尋度品」で十分なのだが、「御用」とすることで胡乱者改が問いただす藩の正式な役務であることを強調している。「其許御支配下」と合わせて考えると、庄屋に対して胡乱者改の威勢を張っているようにみえる。「品」は種類。等級。あるいは、品質。品格。**有之**「之」は強調。**明十三日**「明」あるいは「明くる」。四つ午前十時頃。村役人

## 2 四軒目は嘉兵衛

この胡乱者改「控」に記された内容三五件のうち、一番多いのは夜に「盗賊」が入ったという届け出一三件で

中「中」は、複数人いる役儀の集団。「付添之」を「中之」に書き換えている。**罷出**「罷」は他の動詞(ここでは「出」)の上に付き、その複合した動詞を丁重にいう。**可被成候**「可」は単独でも話し手(ここでは胡乱者改)の意志を表す助動詞。「可：候」の方が丁寧。胡乱者改の意志「被」は、「被成」に向けられている。「被」は尊敬を表す助動詞。ここでは庄屋の「成」に対して、胡乱者改からする丁寧表現。**役代**代理人。②にも「成代り」とある。

②**世話仕**「世話」は間に立つてあつせんすること。周旋すること。また間にいて差配すること。利兵衛・源兵衛への「世話」に謙譲語「仕」を使っているから、胡乱者改ではなく代理人が「世話」をする。**掛合**談判。交渉。

す。盗品はほとんどすべてが衣類で、貨幣がわずかにまじります。衣類は軽いため盗み出すのが容易で、値が張

り換金もしやすいからでしょう。貨幣はそもそも目に付くところに置いていないために被害は少ないように思います。その一三件のうち、下手人が捕まったのは二件に

過ぎません。

本項は、盗難事件の中でも、盗品を引き取った古物商が関係する事件です。

【源兵衛に売り払い】

喜助という人物が捕まりました。自供しただけで一件の盗みをはたらき、そのほとんどを、古物商なので

しょうが、源兵衛という人物に売却していました。

〔釈文〕

①上那賀郡名手組西ノ山村儀兵衛俸無宿廿助年  
廿式才

申口覚

一木綿袷 壹枚 一同 綿入 壹枚

一木綿単物 貳枚 一同 嶋 壹反

一小倉男帯 壹筋 一木綿半てん 壹枚

一古地ばん 三枚

當午正月中旬、丁ノ町組大谷村紺忠方ニ而盜取

候而、上組東家村源兵衛与申者二代壹歩式朱与五匁ニ

右うり拂候

(盗み四件略)

①

新野之郡乃也 然西之山村 汝道 惟 實 而 其 物 也

中 口 字 凡

一 中 錦 錦 三 叔 一 口 錦 入 三 叔

一 中 錦 錦 三 叔 一 口 錦 入 三 叔

一 小 倉 田 三 叔 一 中 錦 錦 三 叔

一 右 池 三 叔 三 叔

古 年 身 中 句 丁 所 經 古 名 村 錦 忠 子 句 錦 凡  
山 口 新 野 東 山 村 河 原 古 年 志 三 叔 錦 錦 三 叔

右 一 錦 錦

②

一 金襴衣  
一 白布衣  
一 白布袴  
一 白布巾

(盗み四件略)

一本佛指  
一 白布衣  
一 白布袴  
一 白布巾

高之月之者下所行有盗方有以盗方以

右白布衣代盗方有以盗方以

③

(盗み五件略)

右之盗中下之盗方有以盗方以

白布衣

高之月

御役所様  
上



②金たらい 壹つ 一敷ぶどん 壹枚

一木綿袴 壹枚 一木綿三尺帯 壹筋

當三月ニ上旬、丁ノ町村角兵衛方ニ而盜取候、

右源兵衛ニ代壹メ五百文ニうり拂候

(盗み五件略)

③右之通申口ニ御座候

丁ノ町組惣廻り

武兵衛

八月十三日

御役所様 上

〔読み下し文〕

①当年正月中旬、丁ノ町組大谷村紺忠方にて(而)盗み取り候て、上組東家村源兵衛と(与)申す者に代壹歩式朱と五匁もんめに右売り払い候

②當三月に上旬、丁ノ町村角兵衛方にて盗み取り候、

右源兵衛に代壹貫五百文に売り払い候

③右之の通り申し口に御座候

〔文意例〕

①今年午年正月中旬、丁ノ町組大谷村紺忠方で盗み取つ

て、上組東家村源兵衛という者に代銀壹歩式朱と錢五匁で右の品物を売り払った。

②今年三月上旬、丁ノ町村角兵衛方で盗み取った。

これを源兵衛に代金、錢一貫五百文で売り払った。

③右の通りの(喜助の)申し立てでございませう。

〔語意・語法〕

①**上那賀郡** 那賀郡の内、紀ノ川上流部分(名手組・粉河組)。伊都郡管下。**名手組** 名手荘一か村・粉河荘の内五か村・静川荘三か村、合わせて一九か村。大庄屋が統括する。**西ノ山村** 紀の川市西野山。**儀兵衛倅** 父儀兵衛はこの家の当主。書面には当主から書き起こす必要があるため、「元西ノ山村 無宿喜助」とは書けない。**無宿** 百姓も町人も、その居住地の宗門改帳に家族単位で名前が載せられるが、どこの改帳にも記載されていない者を無宿という。犯罪を犯すとその一類の者にも罰が及ぶので、行方不明になった者(居住地を離れ生業を放棄することが問題だから)や犯罪が明らかになった者について、改帳から削除の手続きを取り、家族はその者

と無関係を装うことがある。ここでも、すでに無宿者であった喜助が盗みを犯したというよりは、事件を起したため、急遽手続きを取って無宿者にしたとも考えられる。**申口覚** 「申口」は、言い分。申し立て。「申口覚」は、ここでは、惣回り武兵衛による取り調べの調書。**袷** 「あわせ」。裏地のついていない衣服。**単物** 「ひとえもの」。裏地のついていない和服の総称。**嶋** 縞のある模様。縞柄。**言反** 一反は一人分の衣を作るための布の長さ。三丈(約九メートル)ほど。**小倉** 小倉織。厚く織った強い布地。**地ばん** 「襦袢」。和装の際の肌着。**丁ノ町組** 伊都郡の内加勢田荘八か村・四郷荘四か村・下官省符荘十か村・中官省符荘の内三か村、合わせて二五か村。**大**

谷村 かつらぎ町大谷。紺忠 紺屋（染物屋）の、例えば「忠右衛門」の通称。上組 相賀 莊の内一八村に隅田莊の二〇村を加えた三八村。大庄屋はこの時田中氏。東家村 橋本市東家。源兵衛 古物商にしても質が悪い人物。喜助のはたらいた一件の盗みの内、一〇件を引き取っている。吉歩 貳朱与五匁 銀老歩貳朱と錢五匁。一分銀は一両の四分の一。その四分の一が一朱銀。金一兩 〓一五万円で換算すると、合わせてだいたい六万数千円。

【源兵衛と申す者これ無し】

盗品の引き取りも犯罪です。上組大庄屋の田中氏は、喜助から盗品を引き取った古物商源兵衛の捕縛に向かいます。ところが、盗人喜助の自供した、「河内屋今四軒目」は源兵衛ではなく嘉兵衛だったのです。捕縛に向かった大庄屋の田中氏もこれには躊躇したようで、捕縛を予定通りには進めなかった様子が見えます。

問題なのは、①の「源兵衛…惣廻り小部屋へ為引込置申候間」という表現です。普通に読めば、「引き込んであるので」となるのですが、源兵衛ではなく④「四軒目

②金たらい「金だらいい」。敷ぶどん「敷き布団」。三尺帯 職人などが使う、三尺の短い帯。吉メ五百文 錢老貫（メ）五百目。金一兩 〓錢四貫とすると五万数千円ほど。③惣廻り 胡乱者改配下の人物で探索・召し捕りに務める。御役所様 上「御役所様」は、あえて特定せずに、丁ノ町組大庄屋鈴木氏と伊都郡胡乱者改堀氏の両氏に宛てたか。「上」は、上に差し出す。「上」単独でも使われる。

ハ嘉兵衛」だったので、まだ引き込んではいなかった、つまり①は未来形の文章なのです。このように近世文語文には時制がありませんので、よほどの注意が必要なのです。

話はこので振り出しに戻るのかと思いきや、その嘉兵衛をとりあえず捕縛して村役人に預け置いたといえます。これはいけません。嘉兵衛が四軒目の古物商だったのかも知れませんが、名前が間違っているのに、なぜ「四軒目」という数字だけは信頼するのか。近世といえ

どもこれは杜撰で危うい発想でしょう。

〔釈文〕

①御紙面之赴委細承知致候、則東家村源兵衛与申者、  
惣廻り小部屋(小屋)へ為引込置申候間、其赴(趣)ニ御心得可被成候、仍之御報  
如此御座候、以上  
田中助三郎

八月廿一日

鈴木兵右衛門様

堀源十郎様

②大庄屋兵右衛門様・下拙両面にて橋本大庄屋元へ召捕ニ遣し候  
所、右之通返事故、御代官様へ内達致し置候所、又候  
左之通申来ル、廿五日ニ依之久七ヲ以廿五日夕方ニ鈴木殿へ  
申為參候而

③御剪紙致拜見候處、西ノ山村無宿毘助与申者盜

色品之内、東家村辻河内屋分南四軒目、源兵衛与申者

所ニ賣拂候旨盜賊申候ニ付、右源兵衛召捕、惣廻り小部屋

引込ミ置候様との御紙上之赴致承知候、④同村ニ者源兵衛与申者

無之旨申出候ニ付、河内屋分四軒目ハ嘉兵衛与申候ニ付、

右嘉兵衛、先村役人共ニ預ケ置申候、依之御受迄申略候、以上

八月廿三日

田中助三郎

鈴木兵右衛門様  
堀 源十郎様

〔読み下し文〕

①御紙面之趣委細承知致し候、則ち東家村源兵衛と申す者、

惣廻り小屋へ引き込ませ(為三引 込) 置き申し候間、

其趣そのに御心得成らる可(可レ被レ成)候、之これに仍り御報しらせ

此かくの如くに御座候、以上

①  
此紙面之趣委細承知致し候、則ち東家村源兵衛と申す者、  
惣廻り小屋へ引き込ませ(為三引 込) 置き申し候間、  
其趣そのに御心得成らる可(可レ被レ成)候、之これに仍り御報しらせ

八月廿七

鈴木兵右衛門様

堀 源十郎様

②  
 大正九年三月十日  
 左之右中朱の地中  
 中の事也

③  
 御書状  
 ④  
 川辺

平之助、此月、御代官様へ召し捕りに遣し候  
所、右之通りの返事故、御代官様へ内達致し置き候所、又候  
左之通り申し来る、廿五日に之に依り久七を以て廿五日夕方に鈴木殿へ  
申し参らせ（為し参）候て

八月廿五日

源兵衛

御代官様  
源兵衛様

- ②大庄屋兵右衛門様・下拙両面にて橋本大庄屋元へ召し捕りに遣し候所、右之通りの返事故、御代官様へ内達致し置き候所、又候左之通り申し来る、廿五日に之に依り久七を以て廿五日夕方に鈴木殿へ申し参らせ（為し参）候て
- ③御剪紙拜見致し候処、西ノ山村無宿喜助と申す者盗み色品之内、東家村辻河内屋より（分）南四軒目、源兵衛と申す者の

所に売り払い候旨盜賊申し候に付き、右源兵衛召し捕り、惣廻りごま小家へ  
引き込み置き候様との御紙上之趣承知致し候、④同村には(者)源兵衛と申す者  
之無き旨申し出で候に付き、河内屋より四軒目は嘉兵衛と申し候に付き、  
右嘉兵衛、先ず村役人共に預け置き申し候、之に依り御受け迄申し略し候、以上

〔文意例〕

① (胡乱者改堀氏の配下の者が、手順からすればすでに捕縛してあるはずの源兵衛を引き取りに上組大庄屋田中  
氏の下へきた②)。ところが、田中氏はいまだ捕縛していなかった。この事態についての説明が①)。

(胡乱者改堀氏がお渡しくださった)書面の内容について委細承知しました。すなわち、東家村源兵衛と申す者を  
惣廻り小屋(内の施設)へ(配下の者にいずれ)引き込ませて置きますので、

そのことについてご了解なさいますように。そういうことでお知らせは  
このようでございます。以上

② (胡乱者改堀氏の書き込み)(丁ノ町組)大庄屋(鈴木)兵右衛門様及び拙者の双方で  
(手下を)橋本大庄屋(田中氏)の元へ(古物商源兵衛の)召し捕りに遣わした。

そうすると、右の通りの返事だったので、御代官様へ内々に達して置いたところ、又々  
左の通り申して来た。二十五日にそういうことで久七を使い、その日の夕方に鈴木殿へ

言いに参らせて、…

③御切り紙を拝見いたしました。「西ノ山村無宿喜助という者が盗んだ  
諸品のうち、東家村の十字路(中心部)にある河内屋から南へ四軒目の源兵衛という者の



ところに売り払ったと盗賊（喜助のこと）が自供した。その源兵衛を召し捕つて惣廻り小屋へ引き込んで置くように」という切り紙の内容については承知いたしました。

④（ただ）同村（東家村）には源兵衛といひますので、  
いないと（庄屋がか）申し出ています。河内屋から四軒目は嘉兵衛といひますので、

その嘉兵衛をとりあえず村役人共に預け置きました。

そういうことでお引き受けした事柄のみあらまし申し上げます。以上

〔語意・語法〕

①御紙面 ③でいう「御剪紙」のこと。八月二十一日以前に上組大庄屋田中氏には届いては居るはず。胡乱者改堀氏が上組大庄屋田中氏に送つた書面。内容は、東家村古物商源兵衛捕縛を依頼する、③の「西ノ山村無宿：引込ミ置候様」。本来①の前に書き留めておくべきもの。惣廻り小（家）屋惣廻りの駐在する建物のことだが、ここでは、小屋の中で容疑者を留め置く場所。為引込置申候 この文章表現では、すでに引き込ませて置いているという過去、今後実行するだろうという未来（現在）の両様にとれる。近世文語文はこのように時制がない。状況で理解させようとするのだから難解になる。過去の事

実を伝えるのならば、「為引込置居申候」とするか、「既ニ」「当時」などの副詞的語句を入れればよいし、逆にこの先の課題だということのならば、「つもり」「筈」などの名詞を付け加えることで意味は明白になるのだが。ここは、②「橋本大庄屋元へ召捕ニ遣し候所、右之通返事故」、源兵衛を召し捕り、あるいは引き取りに赴いたところ右のような返事があつたという解説があるから、「為引込置申候」というのは、未だ実行していないことなのだと初めて分かるにすぎない。「為」は使役。配下の者にやらせる。「申」は補助動詞。動詞の連用形（為）に付いて、改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うの

に用いる。**可被成候**「可…候」は大庄屋田中氏の意志を表す。「可」単独よりも丁寧。「被」は尊敬を表す助動詞。

田中氏の鈴木氏・堀氏への敬語。「成」は鈴木氏・堀氏が、する。**御報** 事態の説明という意味でこの語を選んだと思える。**田中助三郎** 上組大庄屋。盗品のほとんどを引き取った源兵衛が上組東家村住。**鈴木兵右衛門** 丁ノ町組大庄屋。中組兼帯。被害者の内八人が丁ノ町組、一人が中組。

② **大庄屋**：為参候而 胡乱者改堀氏の書き込み。下拙私（堀氏）の謙遜表現。**両面** 二つの方向、方面。**橋本大庄屋** 上組大庄屋田中氏のこと。**召捕二遣し候所、右之通返事故**「右之通」は①のこと。上組大庄屋田中助三郎には、事前に達が届いているにもかかわらず、「召捕二遣し」た時点でこの先「為引込置申候」という。胡乱者改堀氏としては、すでに「為引込置」しているだろうという認識の下「召捕二遣し」たはず。上組大庄屋田中氏の後手後手の対応は、③の「河内屋分四軒目」は源兵衛ではなく嘉兵衛だという事実誤認に原因があるのかもしれない。**又候** 又々。意外感を含む表現。とりわけ④以

下を含む第二伸は送ってきて当然なのだから、「又候」をここで使うことはあまり適切でない。**左之通** ③④。

**久七ヲ以**：申為参候而 直夫が伝えたのならば「直夫以申越候」のような短い表現になる。「久七」という名前を出している上に「申為参候」だから、鈴木氏から何らかの反応があることを想定している。「久七」は惣廻りあたりか。「候而」で終えているのは、たとえば、「如何致可申歎得御意申候」などを続けるつもりだったのか。

「申・参」とも堀氏の田中氏に対する謙讓表現。

③ **剪纸** 切り紙。小紙面の達か。胡乱者改堀氏が上組大庄屋田中氏に送った書面。「西ノ山村無宿…引込ミ置候様」がその内容。**色品** さまざまの品種。種々の品。しなじな。いろいろ。**東家村辻**「辻」は十字路。ここでは東家村の中心部を意味していよう。**御紙上**「紙」は剪纸。**④ 預ケ置申候** この「申候」は①の「申候」とは異なり、過去を意味する。**御受迄**「迄」は、だけ。…にすぎない。お受けした事柄に限って。**申略** あらまし申し上げる。

### 3 瓦二、三枚壇尻にて落し候

役員として加わっていた天神祭で、胡乱者改堀源十郎

は事故に遭遇します。とはいえ、若者組が運行する檀尻

がぶつかり、詰所の瓦二、三枚を落としたというだけのこと。

成り行き上、胡乱者改は、これも居合わせた御勘

定衆と共に若者組を取り調べます。

若者組は、言われて詫び状を出します。第一点は、

さつさと詫び状を出すべきところ（もつとも若者組は事

件とも思わなかったの）から、詫び状を提出する

①ア 天神祭に於ては、お供物に於ては、大平寺にて供納  
 ②ウ したるべきに、お供物に於ては、大平寺にて供納  
 ③オ 神饌に於ては、お供物に於ては、大平寺にて供納  
 ④カ 此の神饌に於ては、お供物に於ては、大平寺にて供納  
 ⑤キ 檀尻にて、お供物に於ては、大平寺にて供納  
 ⑥ク 左へ包



年九月廿七日

長久保

徳川

幕府

⑤ 市文書上在色筆筆久立交我信也  
海河利隆之末也此抄本教之也

り付新書

り付新書

古書

坂屋

気などなかったはずですが、遅れたことで（胡乱者改のお手を煩わせる）お取り調べになってしまい申し訳ありません。第二点は、今後気を付けます。しよせん祭の途中で起きた事故ですから、胡乱者改にせよ若者組にせよ、

大きな問題とは思っていません。簡単な始末書一通で幕引きです。  
①②は堀氏が事故の経過を簡潔に記した覚ですので、難解です。

〔釈文〕

①⑦天神祭り江参り相詰候処、①学文路村大平方にて詰所致し、⑨夫今天満宮江相詰⑤拜殿にて暫寺領・国領役人見合、⑧神輿江隨身致し御度江参ル、②カ然処我々・大庄屋殿・御勘定衆梶岡三右衛門・村役人相詰居候節、④右大平表瓦二、三枚檀尻にて落し候故、⑦梶岡・下拙兩人廿六日札之上書付左之通

③ 奉指上一札之事

一此度祭礼ニ付天満宮江檀尻出し候処、御詰役所

をも不憚不調法仕奉恐入候、早速御詫も罷出候筈

取紛無其儀候ニ付御糾ニ相成奉恐入候、④以来者村内者勿

論、神事・御渡り之節等急度相慎ミ、心得凌無之様相

慎せ候間、此度之義者幾重も御用捨被為成下候様乍恐

奉願上候、仍之一札指上如斯御座候、以上

学文路村若者惣代

淺七印

為八印

午九月廿六日

崑右衛門印

徳右衛門印

熊右衛門印

亀姿印

⑤本文奉申上候通、以来者急度相慎せ候間、此度之義ハ  
偏ニ御用捨被成遣候様奉願上候、以上

同村肝煎  
重助印

同村庄屋  
六之左衛門印

堀源十郎様

〔読み下し文〕

①天神祭りへ（江）参り相詰め候処、学文路村大平方にて詰所  
致し、夫より（夕）天満宮へ相詰め拜殿にて暫く寺領・国領役人見合せ、  
神輿へ隨身致し御度りへ参る、②然る処我々・大庄屋殿・  
御勘定衆梶岡三右衛門・村役人相詰め居り候節、右大平表瓦二、三枚  
檀尻にて落し候故、梶岡・下拙兩人廿六日糺し之上書付  
左之通り

③ 指し上げ奉る一札之事

一此度祭礼に付き天満宮へ檀尻出し候処、御詰役所

をも憚らず(不)不調法任り恐れ入り奉り候、早速御詫にも罷り出で候筈

取り紛れ其儀も無く候に付き御糾しに相成り恐れ入り奉り候、④以来は(者)村内は勿

論、神事・御渡り之節等急度相慎み、心得違ひ之無き様相

慎ませ候間、此度之義は幾重にも御用捨成し下せられ(被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>成<sub>一</sub>下)候様恐れ乍ら

願い上げ奉り候、之に仍り一札指し上げ斯の如くに御座候、以上

⑤本文申し上げ奉り候通り、以来は急度相慎ませ候間、此度之義は偏に御用捨成し遣わされ(被<sub>二</sub>成<sub>一</sub>遣)候様願い上げ奉り候、以上

〔文意例〕

①(拙者堀源十郎は学文路村天満宮)天神祭りへ(役員として)参り詰めた。(まず)学文路村大平で詰所にいて、それより天満宮へ詰めて拜殿で暫く高野寺領と紀州藩領の役人と共に待機し、

神輿へ付き従い御渡りに加わった。②ところが、我々(胡乱者改)はじめ大庄屋殿・

御勘定衆梶岡三右衛門・村役人が詰めている時に、右の大平(の詰役所)の瓦二、三枚を

(若者組が)檀尻でぶつけて落してしまったため、

梶岡・拙者の両人が二十六日に取り調べの上(提出させた)始末書は

左の通り。

③ 指し上げ申します詫び状について



一この度祭礼なので天満宮へ（向けて）檀尻を出したところ、御詰役所だということも弁えずに不始末をしでかし恐れ入ります。早速御詫にも伺うべきところ取り紛れて御挨拶も致さなかったために

（胡乱者改の）御取り調べということになり申しわけございません。④今後村内はもちろん、神事・御渡りの節等必ず慎み、（若者組にも）心得違いのない様に

慎めますので、この度のことは用捨して下さいますように恐れながら幾重にも願ひ上げます。よって「一札指し上げ」はこのようなことで御座います。以上

⑤本文に（若者組が）申し上げました通り、今後は必ず（若者組に）慎めますので、この度のことは用捨しておやりになりますようにひたすら願ひ上げます。以上

〔語意・語法〕

- ①②**天神祭り**…**左之通** 若者組が提出した詫び状（③）  
④には事件を具体的には書いていなかったために、記録として、胡乱者改が事件の経緯を概略記したものの。第三者に理解させようという意図がないため、難解。①⑦  
「天神祭り江参り相詰候処」は、胡乱者改堀源十郎の祭りへの関わり方をひとことで説明している。①④⑤「学文路村…御度江参ル」は、時系列で示した胡乱者改の行動。②か③④「然処我々…落し候」で、内容は若者組の

起こした事件に移る。②は取り調べ。

①**天神祭り** 学文路村天満宮の祭り。参り 天満宮に対する謙讓表現。**相詰候処** 祭に参加してとった最初の行動が「詰」だと考えると、意味がとれなくなる。「詰」はきまった場所に控えるということだが、ここでは、祭りの進行にとって重要人物として控える。役員という立場で胡乱者改は祭りに参加したの意味。だが、⑦「天神祭り江参り相詰候処」と、行動を時系列で示した①④⑤「学

文路村：御度江参ル」のふたつの文に因果関係はないのだから、「処」ではつながらない。「処」を生かすとすれば、「相詰候処、不調法有之、則」の類の表現を入れていったん区切っておくか。あるいは、「処」に代えて「相詰候而」「相詰候二付」のような漠然とした表現で、次の具体的な内容につなげていくか。なお、「相」は語調を整える語。学文路村 伊都郡学文路村。橋本市学文路。大平方「大平」は学文路村の字。「方」は場所。詰所致し「詰所」は、役人、また係員などの出勤するところ。「詰所致し」で、「詰所ニ而相詰居」のこと。寺領・国領高野山寺領・紀州藩領。役人②にある「我々・大庄屋殿・御勘定衆：村役人」のこと。見合 相手と視線を合わせるの意だが、ここでは待機するか。隨身「ずいじん」。「ずいしん」とも。付き従う。御度 神輿が進むこと。祭りの行列。参ル 堀源十郎の覚なので「参候」でなく、「参ル」という簡略な表現をとっている。

②然処我々・大庄屋殿：相詰居候節 ㊦の冒頭「然処」とすることで、①ㄱ㊦の中に事件を位置づけている。事件の起きた㊦「我々・大庄屋殿：相詰居候節」は、①ㄱ

㊦の内、㊦「拜殿にて暫寺領・国領役人見合」のことか。御勘定衆梶岡三右衛門 詳しいことは分からないが、次行でも同様、「殿」などの敬称抜きに表記していることから考えれば、勘定役でも下役の人物だったのだろう。

相詰居「居」は継続、進行を表わす補助動詞。自分の言動を卑下したり、他人の言動をさげすんだりする。右大平表瓦「右」とあるのだから、①ㄱ「大平方にて詰所致し」の「大平」表の詰役所の瓦を（若者組が）落としたのだろう。③にも「御詰役所をも不憚」とある。「表」は土地。地方。下拙拙者（堀氏）。糺之上「糺」は取り調べ。書付 ここでは内容から始末書。詫び状。左之通③ㄱ㊦が「書付」の内容。

③奉指上一札之事 ③㊦が若者組の詫び状。⑤が庄屋奥書。奉指上「奉」は補助動詞として、下の動詞（ここでは「指上」）の謙讓表現を作る。若者組の、胡乱者改に対する謙讓。一札之事「一札」は一通の証文。②の「書付」と同意。詫び状。「事」は何々についてという意を表わす。天満宮江檀尻出し「江」は、天満宮に向けた檀尻運の順路があるのだろう。不憚恐れつつしむ。気

がねする。遠慮する。**不調法仕**「不調法」は過失。しくじり。不始末。「仕」は「する」「行なう」を、聞き手に対しへりくだる気持ちで丁寧にいう。つかまつる。いたします。**奉恐入候**「奉」は若者組の、胡乱者改に対する謙讓。**罷出候**「答」を「答二候処」「答ノ処」とすると分かりやすい。「答」は道理、理屈、筋道、予定、手筈。

「罷」は接頭語的に用い、その複合した動詞に、丁寧にいう気持ち、許しを得てその行動をするの意、改まった口調で莊重にいう気持ちを添える。**其儀**「御詫二も罷出候」のこと。「儀」は「こと」。「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀」は、そのかかる範圍が最も狭く、直前の語に限られる。

④**以来**以後。**急度相慎ミ、心得凌無之様相慎せ候**「慎」が、「慎ミ」と使役の「慎せ」とに書き分けて二回出てくることからすれば、惣代が「慎ミ」、惣代が、配下の若者組を「慎せ」か。**幾重二も**直後ではなく、文末の「奉願上候」にかかる。**被為成下**「被」も「為」も敬語。二重敬語。若者組の、胡乱者改に対する敬語。「被

為成下」は「成」が「する」で「して下さる」。「下」に比べ「成下」の方がやや格式張った物言いか。なお、「下」の原義は「与える」。**奉願上**若者組による「願上」の、胡乱者改に対する謙讓形。**若者惣代**若者組惣代。浅七が惣代で、為八以下は配下の若者組か。若者組は、村で祭礼や民俗行事などを中心になって担う集団。**崑右衛門**「崑」は「喜」。「忝」は「松」。

⑤**本文**③④。若者組からの「一札」。**奉申上候**「申上」は若者組が申し上げる。「奉」は若者組の、胡乱者改に対する謙讓。**相慎せ候**「せ」は使役。庄屋・肝煎が若者組に慎ませる。**偏二も**っぱらその行為に徹するさまを表わす語。いちずに。ひたすらに。文末の「奉願上候」にかかる。**被成遣**「被」は胡乱者改に対する庄屋・肝煎からの敬語。「遣」は補助動詞的に、尊大な気持ちを含めて、胡乱者改が若者組に「…してやる」。「被成遣」で「…してやる」の敬語形。「…しておやりになる」。**奉願上**庄屋・肝煎の「願上」の、胡乱者改に対する謙讓形。

## 4 牛揃い共五、七人呼び寄せ

牛市開催の願いです。定期的でなくたまたま催すようですが、商圏の広がりがかかります。開催に向けてすでに根回しはしているのしょうから、大庄屋（辻田）伝

兵衛はすぐに奥書きで口添えしています。それにしても、①「下直ニ相求メ候様奉存候」（誤用）、②「此段御含ミ置被為成候様」という遠慮がちな表現が目立ちます。

〔釈文〕

① 乍恐奉願上覚

一上組芋生村秀市私義、當村ニおゐて牛市仕度候ニ付、

河碕富田林・和碕五条村右式ケ所今牛揃共五、七人呼寄せ、

来廿五日今廿七日迄三日之間賣買仕候得者、自然目合せ

之上、下直ニ相求メ候様奉存候、左候得ハ地下作事も相励ミ候間、②何卒

御上様之御慈悲之御了簡ヲ以此段御含ミ置被為成候様

（下脱）

奉願上候、勿論喧嘩・口論ケ間敷儀ハ一圓為致不申候様

急度取締可仕候、仍之以書附奉願上候、

右之趣宜敷被仰上可被下候、以上

芋生村本人

秀市印

同村庄屋

定四郎印



午十月廿六

堀源重印友

辛巳年申月  
廿六日  
堀源重印友  
定印

③ 下段

古文宣りハホ七ノ中ノ所存ノ大ニ喜子ノ傳方ノ叙  
以者撰叙合ニ事アリ二日ト申上ノ傳方ノ叙

④  
別紙之通願出申候付右願書指進候間、御入込  
可被下候様致度奉存候、仍之得御意候、以上

十月廿四日

源十郎様  
傳兵衛

午十月廿二日

堀源重郎殿

③下紙二

本文定りハ廿七日計りニ御座候得共、遠方之儀ニ付人数  
呼寄揃都合により三日と申上候儀ニ御座候、以上

④別紙之通願出申候付右願書指進候間、御入込  
可被下候様致度奉存候、仍之得御意候、以上

十月廿四日

源十郎様

傳兵衛

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら願ひ上げ奉る覚

一上組芋生村秀市私義、当村におい(ゐ)て牛市仕り度く候に付き、

河州富田林・和州五条村右二(弐)か所より(今)牛揃い共五、七人呼び寄せ、  
来る廿五日より廿七日迄三日之間売買仕り候え(得者)、自然目合せ

之上、下直に相求め候様存じ奉り候、然(左)候え(得ハ)地下作事も相励み候間、②何卒

御上様之御慈悲之御了簡を以て此段御含み置き成させられ(被レ為レ成)候様

願ひ上げ奉り候、勿論喧嘩・口論がましき(ケ間敷)儀は一円致させ(為レ致)申さず(不)候様

急度取り締り仕る可く候、之に仍り書き附けを以て願ひ上げ奉り候、

右之趣宜しく(敷)仰せ上げられ(被レ仰上)下さる可く(可レ被レ下)候、以上

③下げ紙に

本文定りは廿七日ばかり(計り)に御座候えども(得共)、遠方之儀に付き人数

呼び寄せ揃い都合により三日と申し上げ候儀に御座候、以上

④別紙之通り願ひ出で申し候に付き右願ひ書き差(指)し進ぜ候間、御入り込み

下さる可く(可レ被レ下)候様致し度く存じ奉り候、之に仍り御意を得候、以上

〔文意例〕

① 恐れながら願ひ上げる覚書

一上組芋生村の秀市、私のことですが、当村で牛市を致したく(思います)。



河内国富田林と大和国五条村、この二か所から牛業者共を数人呼び寄せ、  
来月二十五日から二十七日まで三日の間売買致し（させ）ますと、

（百姓は）自ずと売買する牛をその場で見る事ができる

上、（百姓が自分で買いに行ったり、業者に個別に仲介を頼んだりするより、ということか）

安値で（百姓が）求めるように（私は）したいのです（の誤用）。

そうすると、農家の仕事もはかどりますので、②どうか、

上様の御慈悲あふれたお考えで私のこの計画をお含み置き（お許し）下さいますよう  
願ひ上げます。もちろん、喧嘩・口論のようなことは一切致させないように  
必ず取り締まり致します。そういうことで、書き附けを以て願ひ上げます。

右の内容をよろしく仰せ上げ下さい。以上

③下げ紙に

本文の実際の開催日は二十七日だけなのですが、（業者が来るのは）遠方のことですから、（その）人数を  
呼び寄せて（それが）揃う都合から（考えて）三日というふうに申し上げたので御座います。以上

④別紙の通り願ひ出でましたので、右願ひ書きを差し上げますから、（密かに警戒のために胡乱者改の）お入り込みを  
なされるように望んでおります（の誤用）。そういうことで同意下さい。以上

〔語意・語法〕

①奉願上「奉」は補助動詞として、下の動詞（「願上」）

生村 橋本市隅田町芋生。河菟富田林 大阪府富田林市。

の謙讓表現を作る。芋生村秀市の堀氏への謙讓。上組芋

和菟五条村 奈良県五条市。牛揃 役牛を、育てた農家

から仕入れ、必要とする農家に販売する業者か。五、七  
人数人か。来廿五日「来」は来月か。賣買仕候得者「候  
得者」は、ここでは「候ハ、」（順接の仮定条件。：ならば）  
の意味。自然おのずと。目合せ 目と目を見かわす。下  
直 安値。相求メ候様奉存候「相求メ可申候」を弱める  
つもりで「相求メ候様仕度奉存候」（求めるように望ん  
でいます）とすべきところを間違えたか。（百姓は）「求  
めるように（私は） 思います」では意味をなさない。左  
候得ハ「左」は「然（そのように。そんなに。そう）」。  
地下 農村。在地。作事 動作。働きぶり。相励ミ候 こ  
れでは自然現象。「相励ミ可申候」（励むでしょう。励め  
るでしょう）がよいか。  
② 此段 「段」は「こと」。「：のこと」を意味する語の中  
で、最も広範囲を代用する語。ここでは冒頭から「此  
段」まで。御含ミ置「御認め」「御許し」の婉曲表現。  
被為成候様奉願上候「被為成下候様奉願上候」の「下」  
脱。「可被成下候」のていねい表現。「被」「為」は堀氏へ  
の敬語。「成（下）」は堀氏が、する。一圓（あとに打消  
の語を伴って）いっこうに。さらに。少しも。為致不申

候「為」は「牛揃」に対する秀市の使役。「申」は補助  
動詞。動詞の連用形（「為致」）に付いて、秀市が改まっ  
た気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。可  
仕候「可：候」は秀市の意志を表す。被仰上可被下候  
「仰上」の主格（主語）も対象も漠然とした、上に伝え  
てほしいという一般的な表現。「被」は敬語。「仰上」は  
上の者に対して言うの敬語表現。「被仰上」で二重の敬  
語。芋生村秀市が二重の敬語を使っている。「可」は話し  
手（芋生村秀市）の意志を表す助動詞。芋生村秀市の意  
志「可」は、「被下」に向けたもの。「被下」は「下」の  
敬語。：下さる。

③ 下紙 願ひ書きの下端に付けてあった付箋のこと。控  
えに写すにあたって、その内容をこの箇所書き込ん  
だ。願ひ書き提出にあたって日数のことを庄屋にでも尋  
ねられ、下げ紙に書き込んだのだろう。定り 決まって  
いる物事。牛市の開催日ということか。

④ 別紙 ①②（+③）。指進「指（差）」は接頭語。「進」は、  
目上の人（ここでは大庄屋辻田伝兵衛と胡乱者改堀氏は  
対等だが、辻田氏が謙讓の意を表している）へ物をさし

あげる。進上する。入込はいつていく。無理に、ひそかに、などの気持ちがおこめられることが多い。可被下候様致度奉存候「可」は間違ひ。「可」が「致度奉存候」にあたる。「して下さい」という様に望んでおります」で

## 5 惣髪にて禱祈者体

犯罪を犯したわけでもなく、百姓仕事もせずに怪しげだというだけなのですが、近世にはそれだけでも村から追い出すための十分な条件になります。代官が村々の百姓に延々と読み聞かせ続けてきた、正徳六年（一七一六）「郡奉行春廻り之節読聞候書付」にも、「不審ケ間舗者ハ早々追払申様ニ可申付事」（不審の傾向が

【風儀取り乱れ終には難洪の基い】

村から胡乱者改に対する、怪しげな惣髪の人物の追い出し願ひです。寄留先にいくら言っても追い出してくれないといひます。この人物が村にいと「難洪の基」に

は意味不明。「可」のない「被下候様致度奉存候」が「可被下候」の婉曲表現。大庄屋にして間違えたか。あるいは控えに写す際の誤記か。傳兵衛 中組大庄屋辻田伝兵衛。

ある者は早々に追い払い申すように村人に申し付けなさい」とあります（『和歌山県史』近世史料三 一六六頁）。「不審」でなく「不審ケ間舗」ですから、わずかもその気配があれば該当してしまうのです。村々の同質社会ですから、異質の者は排除して当然だという発想なのです。

なるというのですが、それは大げさです。追い出してもらおうとして、年貢の問題に無理矢理結びつけているだけなのです。

〔釈文〕

① 乍恐内存奉願上候口上

一伊都郡中組大野村徳右衛門与申者、去ル辰年分風来者之

武田竹藏与申惣髮二而禱祈者躰之者引入同居

仕候、右之者折々帯刀致し何業二何れへ罷越し候

哉難相分御座候、②右竹藏義喧嘩・口論等之さや持

いたし甚不宜者二御座候付、村役人共分追出し候

様徳右衛門へ毎々申聞候得共、受用不致今以指置候義二

御座候、③元来當村之儀者百姓一偏之村方二御座候付、

右等之者共罷在候而者自然村方風儀取乱、終二者

難決之基イニ御座候間、何卒右之者早々御捕拂

被成下候様乍恐内存ヲ以奉願上候

右之通宜敷被為仰上可被下候、以上

①

在徳右衛門村方御座候間、何卒右之者早々御捕拂被成下候様乍恐内存ヲ以奉願上候

一 候部郡中組大野村徳右衛門与申者、去ル辰年分風来者之武田竹藏与申惣髮二而禱祈者躰之者引入同居仕候、右之者折々帯刀致し何業二何れへ罷越し候哉難相分御座候、②右竹藏義喧嘩・口論等之さや持いたし甚不宜者二御座候付、村役人共分追出し候様徳右衛門へ毎々申聞候得共、受用不致今以指置候義二御座候、③元来當村之儀者百姓一偏之村方二御座候付、右等之者共罷在候而者自然村方風儀取乱、終二者難決之基イニ御座候間、何卒右之者早々御捕拂被成下候様乍恐内存ヲ以奉願上候



午十月

大野村庄屋  
同村肝煎  
兵次郎印

大野村庄屋  
同村肝煎  
兵次郎印

午十月日

大野村庄屋  
同村肝煎  
兵次郎印  
堀 源十郎殿  
辻田傳兵衛殿

〔読み下し文〕

① 恐れ乍ら内存願い上げ奉り候口上  
一伊都郡中組大野村徳右衛門と(与)申す者、去る辰年より(今)風来者之。  
武田竹藏と申す惣髪にて(而)禱祈者躰之者引き入れ同居

仕り候、右之者折々帯刀致し何業に何れへ罷り越し候

哉相分り難く御座候、②右竹蔵義喧嘩・口論等之さや(鞘)持ち

いたし甚だ宜しからざる(不<sub>レ</sub>宜)者に御座候に付き、村役人共より追い出し候

様徳右衛門へ毎々申し聞け候えども(得共)、受用致さず(不)今以て指し置き候義に

御座候、③元来当村之儀は(者)百姓一偏之村方に御座候に付き、

右等之者共罷り在り候ては自然村方風儀取り乱れ、終には

難渋之基いに御座候間、何卒右之者早々御捕え払い

成し下され(被<sub>二</sub>成<sub>一</sub>下<sub>二</sub>)候様恐れ乍ら内存を以て願い上げ奉り候

右之通り宜しく(敷)仰せ上げさせられ(被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>仰<sub>上</sub>)下さる可く(可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下)候、以上

〔文意例〕

① 恐れ多いことですが内存を願い上げ申す口上書き

一伊都郡中組大野村の徳右衛門という者ですが、去る辰年より風来者の

武田竹蔵と申す、惣髪で折禱師風の者を引き入れ同居

いたしています。右の者(竹蔵)は折々帯刀致し、何の業のために何れへ行くというの

だろうか、よく分かりません。②右竹蔵は、喧嘩や口論等を煽

り甚だよろしくない者です。そこで、(我々)村役人は(竹蔵を)追い出す

様徳右衛門へ常々申し聞かせるのですけれども受け入れず、今以て(そのまま)差し置いていることで

御座います。③元来当村は百姓だけの(住んでいる)村で、

右等の（竹蔵の様な）者達がいてはおのずと村方の風儀が乱れ、終には難渋の原因です（になります）。ですから、どうか右の者（竹蔵）を早々に御捕らえになり追い払って下さいませ。恐れ多くも内存を以て願ひ上げます。右の通りよろしく仰せ上げ下さいませ。以上

〔語意・語法〕

① **内存** 庄屋が村の件を願ひ出ているのだから「内存」ではないのだが、へりくだって述べている。「内存」は、心の内で思うこと。内々で思うこと。内々の所存。伊都郡中組大野村 橋本市高野口町大野。辰年二年前の天保十五年辰（一八四四）。**風来者** どこからともなく来た人。住所不定で落ち着かない者。役に立たない人物。風来坊。**惣髪** 月代を剃らず、全体の髪を伸ばし、頂で束ねて結ったもの。医者・儒者・浪人・神官・山伏などが多く結った髪型。**禱祈者躰**「禱祈者」は祈禱師。「躰」は、（接尾語的に用いて）そのようなもの。そのような様子。風。風体。ふぜい。同居仕「仕」は謙讓語。折々そのつど。また、時々。たびたび。**罷越し候哉**「哉」は疑問を表す。

② **ざや持**「鞘持ち」。けんかのしり押しをすること。また、その人。**甚不宜者** 犯罪を犯したということではなくても、不審者だというだけで村を追い出す十分な条件になってしまふ。毎々その度その度。いつもいつも。常々。

③ **一偏** 一方にかたよること。また、一方だけにかたよっていること。**村方**「方」は、その場所や地点。**自然** おのずから、そうであるさま。ひとりでに、そうなるさま。**取乱** 散り乱れる。とり散らかる。**難渋之基イニ御座候**「基イニ相成候」か。竹蔵がいるからといって村が難渋になるはずはない。それは分かっているが、あえて年貢にかかわる問題を持ち出すことで、代官に要求を受け入れてもらおうとしている。「基イ」は原因。**捕拂** 身



柄を一旦確保して追い払うことか。仰上上に伝えてほ

しいという、漠然とした表現。辻田傳兵衛 中組大庄屋。

【召し捕らせ追い払わせ】

胡乱者改は接触できずにいた惣髪の人物をようやく追  
い払いました。なお、この二点の「覚」は、主格(主語)  
が複雑なだけでなく、胡乱者改の③「覚」の冒頭は、書

き起こした「被仰付候」を受けるべき一文が、これを受  
け損なって別の方向へ向いてしまっています。十分味  
わって下さい。

①

# 御書付申上り書見

一 中組大庄屋 辻田傳兵衛 宛 御書付申上り書見  
 有之由申上り候事 御書付申上り書見  
 和合申上り候事 御書付申上り書見  
 後方人二名 御書付申上り書見  
 信之 文之 御書付申上り書見

年十二月

口村之宛  
忠三郎下

②  
此書中色以存大竹龍行時の口人宛に在り  
口村之宛に在り  
口村之宛に在り  
口村之宛に在り  
口村之宛に在り

口村之宛

口村之宛

口村之宛

③  
口村之宛  
口村之宛  
口村之宛  
口村之宛  
口村之宛

口村之宛  
忠三郎下

中石有遊琳山和通也其一中石山如地以住名中  
 亦有又之整石部④中石之先代也古傳有  
 古金之上打石人似之善也其互連通之  
 上之夜入通本洞也其行宛無之也其  
 中石之先代也其行宛無之也其  
⑤中石之先代也其行宛無之也其  
 中石之先代也其行宛無之也其  
 中石之先代也其行宛無之也其  
 中石之先代也其行宛無之也其

午十二月三日  
 大野村本主  
 德右衛門印  
 同村五人組  
 忠兵衛印  
 古本考之  
 小海越内様  
 俵於相乳  
 堀内千尋  
 下

〔积文〕

① 御請奉申上候覚

一 中組大野村徳右衛門私義、三ヶ年以前分親類分預り  
 有之候武田竹藏与申者、風義不宜候故村方一統不  
 和合二付、此度私宅追戻し候様被仰付奉畏候、以  
 後同人一夜之止宿ハ勿論、一刻迎も留置申間敷候、  
 依之受書一札差上候、以上

大野村本主

徳右衛門印

同村五人組

忠兵衛印

午十二月三日

② 本文申出之通以後者竹藏片時も同人宅へ罷寄申  
 間敷候、若立寄候得者非人番・惣廻りヲ以追拂ハせ可申候、

依之右受書奉差上候、以上

同村庄屋

崑十郎印

辻田傳兵衛殿

堀源十郎殿

③ 奉申上候覺

一此程被仰付候中組大野村徳右衛門方ニ罷居候竹藏与

申者、追拂候様惣廻り共へ申付候処、他行仕候由申出候

二付、④又々私共罷越し中組大庄屋代長書伊左衛門

立合之上、村役人非人番・惣廻り共召連徳右衛門方へ當

三日夜入込相調へ候得共、竹藏無之候ニ付

徳右衛門方へ以後為入込申間敷候様申付、尚別

紙之通受書取置申候、⑤然処又候同夜入込有之候

風聞ニ付、翌四日惣廻り・非人番共へ召捕らせ、大庄屋・

私共立合此後立廻り不申様嚴敷申附追拂ハセ

申候、依之御達奉申上候、以上

伊都郡胡乱者改

堀源十郎印

午十二月四日

右受書共五日ニ 小浦惣内様

御達し申上候

〔読み下し文〕

① 御請け申し上げ奉り候覚

一中組大野村徳右衛門私義、三か年以前より（今）親類より預り

之有り候武田竹蔵と（与）申す者、風義宜しからず（不）候故村方一統不

和合に付き、此度私宅追戻し候様仰せ付けられ（被「仰付」）畏み奉り候、以

後同人一夜之止宿は勿論、一刻とて（逆）も留め置き申すまじく（間敷）候、

之に依り受け書き一札差し上げ候、以上

② 本文申し出で之通り以後は（者）竹蔵片時も同人宅へ罷り寄り申す

まじく候、もし（若）立ち寄り候えば（得者）非人番・惣廻りを以て追ひ払わせ申す可く候、

之に依り右受け書き差し上げ奉り候、以上

③ 申し上げ奉る覚

一此程仰せ付けられ候中組大野村徳右衛門方に罷り居り候竹蔵と

申す者、追ひ払い候様惣廻り共へ申し付け候処、他行仕り候由申し出で候

に付き、④又々私共罷り越し中組大庄屋代長書伊左衛門

立ち合ひ之上、村役人非人番・惣廻り共召し連れ徳右衛門方へ當

三日夜入り込み相調べ候えども（共）、竹蔵之無く候に付き

徳右衛門方へ以後入り込ませ（為「入込」）申すまじく候様申し付け、尚別

紙之通り受け書き取り置き申し候、⑤然る処又候同夜入り込み之有り候

風聞に付き、翌四日惣廻り・非人番共へ召捕らせ、大庄屋・

私共立ち合このまじい此後立ち廻り申さざ(不)る様厳しく(敷)申し附け追ひ払わせ

申し候、之これに依り御達し申し上げ奉り候、以上

右受け書き共五日に

御達し申し上げ候

〔文意例〕

① (胡乱者改の求めを) 御請けいたす覚え書き

一中組大野村徳右衛門である私のことです。三か年以前より親類から預かつて

いる武田竹蔵と申す者は、風儀が(見た目も、行動も)よろしくないために村方一同から

嫌われているので、この度私宅から追り返すよう

(藩、ここでは、③から代官が) 御命じになり(私徳右衛門は) 承知いたしました。以

後同人について、一晚(といえども)の宿泊はもちろん、一瞬たりとも家上げるようなことは致しません。

そういうことで、受け書き証文を差し上げます。

②本文申し出での通り、以後は竹蔵は片時でも同人(徳右衛門)宅へ寄っては

いけません(寄せません)。もし立ち寄ったならば、非人番・惣廻りで追ひ払わせます。

そういうことで、右受け書き差し上げます。以上

一③この程(藩、あるいは代官が)御命じになった、中組大野村徳右衛門方に居ります竹蔵と

申す者を追ひ払う様(追ひ払う件について私、胡乱者改は)惣廻り共へ申しつけました。

しかし、(竹蔵は)外出しているということ(その惣廻り共が)申し出ました。  
④そこで又々(惣廻りに対応させずに正式に)私共(胡乱者改)が出向いて、

中組大庄屋代理長書(帳書きか) 伊左衛門

立合いの上、村役人・惣廻り・非人番共を召し連れ(胡乱者改配下総動員で)徳右衛門方へ当日  
三日の夜入り込み調べました。ところが竹蔵はいなかったので、

徳右衛門方へ(竹蔵を)以後入り込ませないよう(徳右衛門に)申し付け、なお別

紙の通り受書を取り置きました。⑤ところが、何とまたまた同夜(三日夜、竹蔵が)入り込んでいるとい  
うわさが立ちました。そこで、翌四日、(胡乱者改・大庄屋・惣廻り・非人番が出向き)

惣廻り・非人番共に(命じて竹蔵を)召し捕らせ、大庄屋と

私が立ち合い、今後(この村には)立ち寄らないように厳しく申し付け、(惣廻り・非人番に)追い払わせ  
ました。そういうことで、御達し申し上げます。以上

右の受書(①②)と一緒に(胡乱者改の覚③④⑤を)五日に

(代官小浦氏へ)御達し申し上げます。

〔語意・語法〕

①御請 大庄屋・胡乱者改からの求めを聞き入れる。奉

あげる。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表

申上「奉」は補助動詞として、下の動詞(「申上」)に、

す体言(ここでは「御請」)の下に付けて、その行為の

大庄屋・胡乱者改に対する本主徳右衛門が謙讓表現を作  
る。「申上」は目上の人のために、ある行為をしてさし

対象を敬う。有之「有」は補助動詞。動詞の連用形につ  
いて、動作・作用・状態の、進行・継続や、完了した作



用の結果が残っていることを表わす。「之」は強調。風義容姿。風姿。様子。また、行儀。作法。しつけ。「風義不宜候故村方一統不和合二付」は徳右衛門の判断ではなく、胡乱者改が申し述べた口上の表現を取り込まされた。一統全体。総体。一同。不和合 互いの仲がよくないこと。また、そのさま。追戻「おいかえず（追返）」に同じ。被仰付「被」は敬語。藩、ここでは代官が御命じになる。藩から徳右衛門が命じられたという受身ではない。奉畏 命じられて徳右衛門が承知する。一刻 わずかな時間。ひととき。瞬時。逆も「とても」。「逆」は当て字。…といつても。…だって。留置 ここでは家に上げる。居させる。申間敷「申」は補助動詞。動詞の連用形（留置）に付いて、改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。受書 ①全体のこと。胡乱者改の求めに応じることを約束した証文。一札証文。差上候 ②の庄屋奥書き末に「奉」を挿入しているように、ここも「奉」脱か。本主 事件の張本人。五人組 五人組親。五人組は、連帯責任を持たせるために五つの家で組ませ一つの単位とした組織。

②罷申間敷候 竹藏は「寄ってはいけない」になるが、ここは胡乱者改に向けた奥書きで、竹藏宛の文言を入れるべき箇所ではない。「罷寄せ申間敷候」（竹藏を寄せませぬ）の使役の「せ」が脱落したか。④の、「以後為入込申間敷候」同様の表現。胡乱者改の尽力で一歩前進した竹藏対策に、庄屋として今後の方向を示している。「罷」は、その複合した動詞に、改まった口調で莊重にいう気持ちや、御免をこうむって勝手に行なうなどの気持ち添えて、その意を強めるもの。候得者「候ハ、」（…ならば）の意。非人番・惣廻り 胡乱者改の配下の者で探索や捕縛にあたった。「惣廻り」は各組ひとり、「非人番」は村にひとり。惣廻りが上位にあるため叙述順が逆。④参照。可申候「可…候」は話し手（庄屋）の意志を表す。「申」は、「追拂ハせ」をていねいに表現する。③被仰付候「被仰付候」がかかるのは「竹藏」ではなく、次の行の「追拂候」なのだから、「被仰付候…追拂候趣」で一旦締めて、以下「惣廻り共へ申付候」につなげなければならぬ。ところが、「中組…」を書いているうちに、「被仰付候」を冠していることを忘れてしまい、こ

れを「追拂候」で受けずに宙ぶらりんにし、「追拂候」を後ろへつなげることを意識して「被仰付候：追拂候様：申付候」としてしまった。文章を長くした際に起こしがちな間違い。罷居「居」は自分を卑下したり、他人をさげすんだりする。

④長書「帳書き」の役についている人物か。中組大庄屋は辻田伝兵衛だから、伊左衛門はこの時に限って代理で出て来たにすぎない。とすると、徳右衛門にいずれにせよ何らかの受書を書かせることを想定して、その受書の形式・内容を熟知している長書（帳書き）伊左衛門を来させたか。下・上惣廻りが上位の役儀なのに記載順を

## 6 浄瑠璃興行御届け失念

胡乱者改「控」からの引用を終え、ここからはそれぞれ個別に残された史料を取り上げます。

弘化四年（一八四七）、橋本町（橋本市）で座敷浄瑠璃興行がありました。興行主が浄瑠璃太夫を呼んで、料理屋か、あるいはどこかの屋敷の座敷でも使ったので

間違え下に書いてしまったため、「非人番」を「下」に書く、「惣廻り」を「上」に書くという意味の訂正符号。

②でも同じ間違いをしている。竹藏無之候二付下に「別紙之通」を抹消している。

⑤又候類似する状態が既にあるのに、他の同様の状態が新たに存在することを、一種のあきれた気持・滑稽感を含めて表わす語。なんともう一度。こりもせずにもう一度。立廻り 出向く。外出した人が出先である所に立ち寄る。また、犯罪容疑者や犯人が逃走中に立ち寄る。

小浦惣内 伊都郡代官。右受書共：胡乱者改が手元の控えにだけ書き加えたメモ。

しょうか、有料で浄瑠璃を聞かせたのです。興行主としては、人が集まること、その演目が幕府や藩にとつて問題にはならないことを胡乱者改に届ける必要があったのですが、これを「失念」したといえます。面倒だから知らんぷりを決め込んだのかも知れませんが。



右

行

標本

信



江

未

紀

政



③

右

少

紀

木



木





どちらにしても大した事件ではないので、詫び状一通でおしまいなのですが、問題はその詫び状の中身です。詫び状本体と後ろの奥書きとが同じ手ですので、これを書いたのは興行主ではなく町年寄(村でいえば庄屋)だったようです。下手な文章というのではなく、表現に技巧

を凝らそうとして失敗したところでしょうか。あの程度の教養はあったのかも知れませんが、文字がきれいなのですね。でも、どうも中途半端な教養だったようです。

〔釈文〕

① 御尋二付奉申上候口上

一私共先夜座鋪浄瑠璃興行二付人寄

仕候、其砌早速御届届奉申上儀失念、不行

届之段不調法奉恐入候、②已後者急度相

慎念入可申候間、此度之儀者御憐愍を以御

用捨可被成下候様仕度奉存候、依之書附を以

宜敷奉願上候

右之趣被仰上可被下候、以上

橋本町

勝 藏印

弘化四年

庄兵衛印

未八月

政二郎印

組頭惣代

利助殿

③右之通書附を以申出候儀ニ付、此度之儀者御用捨被成遣可被下候様仕度奉存候、以上

組頭惣代  
利助<sup>印</sup>

村木平兵衛殿

④右之通書附差出候間此段御達

申上候、以上

橋本町年寄

村木平兵衛<sup>印</sup>

未八月

堀源大夫殿

(堀家文書 ツ四三八)

〔読み下し文〕

① 御尋ねに付き申し上げ奉り候口上

一私共先夜座敷(鋪) 浄瑠璃(理) 興行に付き人寄せ

仕り候、其砌早速御届け申し上げ奉る儀失念、不行き

届き之段不調法恐れ入り奉り候、②以(已) 後は(者) 急度相

慎み念入れ申す可く候間、此度之儀は御憐愍を以って御

用捨成し下さるべく(可レ被ニ成下ニ) 候様仕り度く存じ奉り候、之に依り書き附けを以って

宜しく(敷) 願い上げ奉り候

- 右之趣仰せ上げられ(被<sup>られ</sup>仰<sup>おほせ</sup>上<sup>あげ</sup>) 下さる可く(可<sup>べ</sup>レ被<sup>れ</sup>下<sup>くだ</sup>) 候、以上
- ③右之通り書き付けを以つて申し出で候儀に付き、此度このたび之儀は御用捨成し遣わされ(被<sup>れ</sup>成<sup>な</sup>遣<sup>つか</sup>わ) 下さる可く候様仕り度く存じ奉り候、以上
- ④右之通り書き付け差し出し候間此段御達し  
 申し上げ候、以上

〔文意例〕

- ① (胡乱者改からの) お尋ねについて (返答) 申し上げる書面  
 一私共先日之夜、座敷浄瑠璃興行でしたので人集めを致しました。その際、すみやかに (興行を) 御届け申し上げることが失念し (ました)、不行届・不調法、恐れ入ります。②以後十分に注意をし念を入れますので、この度のことは憐れみをもつて用捨して下さいように望んでおります (の誤用)。そういうことで、書き付けを以てよろしく願ひ上げます。
- 右の内容を仰せ上げ下さい。以上
- ③右の通り書き付けで申し出でましたので、この度のことは用捨しておやり下さるよう望んでおります (の誤用)。以上
- ④右の通り書き付けを差し出しましたので、この件を御達し  
 申し上げます。以上



〔語意・語法〕

①**御尋** 届けを出していなかったことについて堀源太夫から照会があったのだろう。**奉申上**「奉」は補助動詞として、下の動詞（申上）について、胡乱者改に対する差出人からの謙讓表現を作る。**口上** 旧来の、口頭で述べた名残。口上書き。**先夜** 先日の夜。また、昨夜。**座鋪淨瑠璃** 太夫が個人の家や宴席などに招かれて、人形を使わないで演ずる素淨瑠璃。**御届奉申上儀**「申上」は目上の人（ここでは胡乱者改）のために、差出人がある行為をしてさしあげる。「儀」は「こと」。**失念、不行届** 体言止めで文章を飾ろうとしたのか。しかし、体言止めは文章が十分切れずに後ろにつながっていく（現代文に置き換えれば、「失念。」というより「失念、」ので、説明文のような口調になり反省の姿勢が弱まる。詫び状なのだから、「失念致候」としていったん切り、それが「不行届」であることを示す方がふさわしいか。**失念、不行届之段不調法**「不調法」の通常の表記は、「失念候段不調法」のように、事実を明らかにする動詞を「段」

で受け、それが「不調法」だとする。「不行届」はいらない。「失念」が「不調法」（社会的失敗）なので、「失念」は「不行届」（個人的・内面的失敗）という程度のものではないし、「不行届」は「不調法」ではない。「恐入」気持ちをていねいに表現しようとして「不行届」を入れたのだろうが、「不行届」では謝ったことにならない。かえって「恐入」が曖昧になってしまった。「不行届」は、注意がゆきわたらないこと。気がきかないこと。「不調法」は過失。不始末。「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは文頭から「不行届」までを含む。**恐入** あやまちを悟ってわびる。悪かったことを認めてあやまる。

②**相慎**「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。**念入可申候間**「可…候」は差出人（橋本町勝蔵ら）の意志を表す。「申」は補助動詞。動詞の連用形（念入）に付いて、改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。「間」は原因、理由を示す。「…な

ので。憐愍「憐」の右下のくずしが間違っている。可被成下候様仕度奉存候 話者の意思を表す「可」では強いと判断したときに、「可」の代わりとして「仕度奉存候」を置く「被成下候様仕度奉存候」が本来の形。「可」を残してしまったこの表現は誤用。「して下さいという様に望んでおります」では意味不明。詫び状なので「御用捨可被成下候」(御用捨下さい)を弱めようとした。「被成下候様奉存候」でも十分に弱い、さらに婉曲的な話法に変え、「被成下候様仕度奉存候」にしようとして失敗した。「被」は胡乱者改の「成下」に対する差出人からの敬語表現。して下さる。「仕」は差出人の、胡乱者改に対する謙讓表現。被仰上誰かが誰かに仰せ上げるとい

## 7 源太夫、情けを以て申し諭す

大和国の筏乗りが、吉野地方の材木を筏に組み紀の川を和歌山まで運んで売却し、その大金を抱えて今度は吉野の山まで戻らなければなりません。その途中、泊まっ

うことではなく、漠然と上に伝えてほしいという意味。

「被」は尊敬を表す助動詞。受身ではない。「仰上」は、上位者に言うの尊敬語。「被仰上」で二重の敬語。可被下候「被下」の主格(主語)は曖昧。橋本町 橋本市橋本。弘化四年一八四七年。組頭惣代 五人組組頭惣代か。

③ 右之通：③は組頭惣代利助奥書き。①②の勝蔵等口上も同一の達筆字体なので、利助が書いたものだろう。被成遣「遣」は補助動詞的に、尊大な気持ちをこめて、胡乱者改が「：してやる」。可被下候様仕度奉存候 ②の「可被成下候様仕度奉存候」同様の誤用。

④ 右之通：④が平兵衛奥書きで、紙を貼り継いでいる。此段「段」は①～③の内容。年寄村の庄屋にあたる。

た伊都郡野村の宿屋でその代金二十両(三〇〇万円ほど)が紛失します。

ところで胡乱者改堀氏の吟味なのですが、「厚御利解

被為仰聞」（真心を込めて説得なされた）ですから、盗った者は出しなさいと言ったようなのです。ところがその後、宿の主人金右衛門が「夜分ふせり之節なけし江入置候処打忘」（寝る時に長押なげしに入れたのを忘れていた）と言って、金子は無事出て来たのですが…。本節四項【目がねに掛かり候者召し捕り】で事態が明らかにな

#### 【金子式拾両紛失】

この証文は、紛失した二十両とは別の金子きんすの分で、吟味に必要ならばいつでも差し出す用意があるといえます。筏乗りは宿について金子を自分で持つていては不用心だから宿の主人に預けることになっているのでしょう。ただ、この金子、七八両弱ですから一二〇〇万円ほどになります。材木山のことですから送金業者がいなかったため持ち戻らざるをえなかったのでしょうか、何

#### 〔釈文〕

① 預り申一札之事

一金七拾八両三步也

ります。

これは、「嘉永元申（一八四八）四月廿四日夜、和州吉野郡東川村又次郎・六右衛門・新七、金子廿両佐野村金右衛門方二両紛失二付、榊氏今手紙ヲ以願ニ付取扱ひ左之通ニ致し済」（堀家文書ア三七・二）に記録された事件です。この控えの順番にしたがって掲載します。

とも大きなお金を運んでいたものです。

これは宿の主人の預かり証文の形式になっていて、書いたのは恐らく金右衛門でしょう。ただ、本文は筏乗り兵右衛門の視点で書いてあり、表題と最終行だけ金右衛門が「預り申」となっていますので、そこを了解していないと意味が取りにくくなります。

① 館中一札之事

一人之七拾八と云ふ也

古書秘蔵山堂先生集卷之七 秋年代復目錄之包

史記九字部部法中付集ら境之終止者有古七

會子別會云々、飢ヶ 新山 ② 夜口白録

新毛 ③ 中々心取好之會子別法及分矣、分録之

了、山崎先生私録ヶ 至山 會子之 家、古録矣、之 會

子古、前記ヶ 至山 何有、左後、至山、以夫、

先世の酒は河内用之と云ふ人何れぞ昔は有  
下上は信之能中一札を寄し之上

申上り月廿八日

初加吉中納佐吉内

紀元佐中納建人

今上り判

佐吉内

河内人札中

④

右に在りし書出稿書中にも河内達中上は有

佐吉内之在りし書出稿書中にも河内達中上は有

佐吉内之在りし書

河内人札中

右者私若山岡屋榮藏方ニ而材木代銀目錄之通  
受取、伊都郡佐野村金右衛門宅ニ而致止宿候而右  
金子則金右衛門へ預ケ置候処、②其夜同宿致シ候  
新七与申者所持之金子式拾兩紛失ニ付驚入候  
事ニ候得共、③私預ケ置候金子之義ハ右紛失之金  
子今ハ前ニ預ケ置候得者何等故障無之候得共、  
先御調ニ付御用之節者何時ニ而茂差出し  
可申上候、依之預り申一札差上申候、已上

申四月廿八日

和彗吉野郡佐古村

兵右衛門爪印

紀彗佐野村證人

金右衛門判

佐野村

御役人衆中

④右之通預り書付指出申候間御達申上候、以上

佐野村庄屋代肝煎六兵衛印

鈴木兵右衛門殿

堀 源太夫殿

〔読み下し文〕

① 預り申す一札之事

一金七拾八兩三步也

右は(者)私若山岡屋榮藏方にて(而)材木代銀目錄之通り

受け取り、伊都郡佐野村金右衛門宅にて止宿致し候て右

金子<sup>きんす</sup>則ち金右衛門へ預け置き候処、②其夜<sup>よ</sup>同宿致し候

新七と申す者所持之金子貳拾兩<sup>にじゅう</sup>紛失に付き驚き入り候

事に候えども(得共)、③私預け置き候金子之義は右紛失之金

子より(今)は前に預け置き候えば(者)何等故障<sup>こ</sup>之無く候えども、

先ず御調べに付き御用之節<sup>なんじき</sup>は何時にても(茂)差し出し

申し上ぐ可く候、之に依り預り申す一札差し上げ申し候、已上

④右之通り預り書き付け指し出し申し候間御達し申し上げ候、以上

〔文意例〕

① 預かり証文について

右は私(筏乗り)である大和国吉野郡佐古村兵右衛門)が若山(和歌山町)岡屋榮藏方で材木代銀として目錄の通り

受け取ったものです。(帰路)伊都郡佐野村金右衛門の宿(定宿たろう)に宿泊し、右の

金子<sup>きんす</sup>はすぐに金右衛門へ預け置きました。ところが、②その夜同じ宿に泊まっていた

新七という者の所持する金子二十兩が紛失したので驚き入った

ことごとございました。けれども、③私が預け置いた金子は、右の紛失した金

子よりは前に預け置いた(別に預けた)ので、何ら問題はありません。しかし、

(ここからは宿主金右衛門の視点で書かれている)

先ず（胡乱者改の）取り調べについてですが、必要があればいつでも（右の金子を）差し出し申します。そういうことで、「預り申一札」を差し上げ申します。以上

④右の通り預かり書き附けを（兵右衛門・金右衛門が）差し出し申しましたので御達し申し上げます。以上

〔語意・語法〕

①**預り申** 宿主金右衛門の預かりなのだが、本文は佐古村兵右衛門の観点から書かれ、文末二行で再び宿の主人金右衛門の意図に戻っている。「申」は補助動詞。動詞の連用形（「預り」）に付いて、改まった気持ちで丁寧、また、堅苦しく言うのに用いる。**一札** 証文。**金七拾八両三歩** 「歩」は四歩で一両。一両を一五万円とすれば一一八〇万余円。かなりの金額になる。**岡屋栄藏** 材木問屋だろう。**代銀** 代金。**目録之通** 材木問屋が材木の買い取り価格を詳細に記した目録か。「目録之通」は宿主に預けた金額が間違いないということをいっている。**受取** 筏乗りの大和国吉野郡佐古村兵右衛門は、吉野で切り出した材木を紀の川の筏下しで和歌山まで運び、これを売却して代金を受け取った。帰路は村まで徒歩等で戻り、代金を山主に渡す。**伊都郡佐野村** 伊都郡かつら

ぎ町佐野。**金右衛門宅** 筏乗り仲間の定宿と思える。**右金子則** 「則」は即座に。すぐに。

②**貳拾両** 三〇〇万円ほど。**候得共** 「得」は平仮名「え（へ）」。「候」（そうろう）の語尾変化「候」（まごう）の「へ」に漢字の当て字を使ったもの。「共」は「ども」の当て字。：だけでも。

③**前二** 紛失したものと別、のこと。**候得者** ……の。…から。**故障** さしつかえ。**可申上候** 「可：候」は話し手（宿主）の意志。「申上」は目上の人のために、ある行為をしてさしあげる。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表す体言の下に付けて、その行為の対象（大庄屋・胡乱者改）を敬う。**申四月** 嘉永元年（一八四八）。**吉野郡佐古村** 「迫村」。吉野郡川上村迫。**兵右衛門** 筏乗り。**鈴木兵右衛門** 丁ノ町組大庄屋。中組兼帯。



【長押へ入れ置き候を打ち忘れ】

ところが金子が出て来ました。「なけし（長押）」（建物の横木）の上に置き忘れていたのを思い出したというのです。胡乱者改堀氏の取り調べは「厚御利解被為御聞」ですから、ていねいなものだった様子がみえます。金子が出て来たからよかったです、それにしてもはいぶん大騒ぎをしたものです。宿の主人金右衛門も回り

〔釈文〕

① 奉願上候覚

一私儀去廿四日夜佐野村金右衛門宅ニ而止宿仕候処、

同夜若山表ニ而受取候仕切金之内式拾両紛失

いたし候付、②其段奉願上候処、早速御吟味被為

成下難有奉存候、右者厚御利解被為仰。付、聞候。

③同宿之者共并金右衛門家内共等相調候得共、

何等疑ヶ數品者無御座候に付、私共も殆

当惑仕候付色々与愚心ヲ碎キ心配致シ見候処、

④風与思付、夜分ふせり之節なけし江入置候処

打忘、仲間中ハ不及申相尋、其上御役人衆へ

を騒がせたことについて責任を感じているようです。

文頭の「私」は筏乗り新七のことです。②以降はそのまま、宿の主人による、事件決着にともなう書付類御下げ願いに変わっています。⑤⑥では二種類の「書付」を区別せずに、双方とも「書付」と表記していますので注意しなければなりません。

容易願出候段、誠ニ無申分不調法奉恐入候、  
此段御咎之儀御免被為成遣候様幾重ニも

奉願上候、⑤右に付而者書付類御下ケ被成下候様、

尤書付御下ケ被為成下候而も何等故障無御座候、

依之奉願上候、已上 佐野村宿願人

金右衛門

申四月

和彘吉野郡

東川村右同六右衛門

右同

又治郎

⑥右之通書付差出候付御達申上候、願之通

書付御下ケ被為成下候様仕度奉存候、此段宜敷

被仰上可被下候、已上

同村肝煎

六兵衛

鈴木兵右衛門殿

堀 源太夫殿

〔読み下し文〕

① 願い上げ奉り候覚

一私儀去る廿四日夜佐野村金右衛門宅にて(而)止宿仕り候処、

同夜若山表にて受け取り候仕切り金之内式拾両紛失

いたし候に付き、②其段願い上げ奉り候処、早速御吟味

①

李頌之詩

一  
 秋夜古宮夜  
 夜法神村  
 金口定  
 言者  
 有德  
 以  
 日  
 夜  
 著  
 雲  
 瓦  
 言  
 文  
 以  
 法  
 物  
 金  
 口  
 定  
 言  
 者  
 有  
 德  
 以  
 一  
 身  
 子  
 服  
 者  
 德  
 五  
 以  
 子  
 逢  
 以  
 吟  
 味  
 矣  
 ②  
 中  
 下  
 疑  
 之  
 本  
 多  
 少  
 大  
 立  
 享  
 出  
 利  
 解  
 之  
 身  
 呀  
 ③  
 日  
 者  
 之  
 名  
 者  
 是  
 人  
 全  
 口  
 家  
 月  
 未  
 出  
 何  
 以  
 矣  
 何  
 來  
 報  
 未  
 及  
 是  
 也  
 此  
 在  
 身  
 有  
 報  
 者  
 一  
 始

④ 当惑法有免くゝゝゝゝ  
 同之必有夜ふ老りゝゝ  
 亦忘伴有半ゝ亦乃中ゝ  
 空易利因後休養ふゝ  
 廿辰也ゝゝゝゝゝ  
 ⑤ 昔也之在方有ゝゝ  
 尤中付也ゝゝゝゝ

原之在國之公是

原之在國之公是

申

申  
申  
申

六  
六  
六

六

六

⑥

右之在國之公是

右之在國之公是

此は御座候

日新行

六 藩

御座候  
御座候

成し下せられ (被<sup>られ</sup>為<sup>せ</sup>三<sup>な</sup>成<sup>じ</sup>下<sup>くだ</sup>) 有り難く存じ奉り候、

右は (者) 厚<sup>あつ</sup>き御利解 (理解) 仰<sup>おほ</sup>せ聞<sup>き</sup>かせられ (被<sup>られ</sup>為<sup>せ</sup>三<sup>な</sup>仰<sup>おほ</sup>聞<sup>き</sup>) 候に付き、

③ 同宿之者共 (并<sup>なら</sup>びに) 金右衛門家内共 (等<sup>と</sup>ども) 相調<sup>あ</sup>へ候えども (得<sup>え</sup>共)、  
何等疑<sup>あ</sup>わしき (ケ敷) 品は御座無<sup>な</sup>く候に付き、私共も殆<sup>ほとん</sup>ど

当惑仕り候に付き色々(与)愚心を碎き心配致し見候処、

④ふと(風与)思い付き、夜分伏せり之節長押へ(江)入れ置き候処

打ち忘れ、仲間中は申すに及ばず(不)及(申)相尋ね、其上御役人衆へ

容易に願ひ出で候段、誠に申し分け無く不調法恐れ入り奉り候、

此段御咎め之儀御免成し遣わせられ(被)為(遣)候様幾重にも

願ひ上げ奉り候、⑤右に付いては書き付け類御下げ(ケ)成し下され(被)成(下)候様、

尤も書き付け御下げ成し下せられ候ても何等故障御座無く候、

これに依り願ひ上げ奉り候、已上

⑥右之通り書き付け差し出し候に付き御達し申し上げ候、願ひ之通り

書き付け御下げ成し下せられ候様仕り度く存じ奉り候、此段宜しく(敷)

仰せ上げられ(被)仰(上)下さる可く(可)被(下)候、已上

〔文意例〕

① 願ひ上げます覚書

一私(筏乗り仲間の新七)についてですが、去る二十四日夜、

佐野村金右衛門の宿(筏乗り仲間の定宿と思える)で宿泊致したところ、

同夜、若山で受け取った(材木の)仕切金の内二十両を紛失

いたしました。②その件(の探索)を(私、金右衛門が)願ひ上げ致したところ、早速(胡乱者改が)御取り調べ

下さり有り難く存じます。右(の取り調べ)では真心のこもったご説得をお言い聞かせになりました。

③そこで、同じ日に泊まっていた者共と宿屋金右衛門の家族・奉公人共等を、

(今度は自分が、金右衛門が) 調べましたけれども、

何等疑わしい様子はみられません。私共もほとんど

当惑いたしましたして、色々と心を碎き心配いたしましたして(様子を) みていました。

④ところが、突然思い出しました。(その日) 夜分寝る時に長押へ入れ置いたのに、

これを忘れていました。筏乗り仲間共へはいうまでもなく事情を聴取していますし、その上御役人方へ

安易に(探索を) 願い出でたことはまことに申し訳なく不始末で、恐れ入ることでございます。

これについて(私が受ける) お咎めは、(藩、あるいは胡乱者改が) お許しをしておやりになります様、重ね重ね

願ひ上げます。⑤右については、(探索願ひ上げの) 書付類をお戻し下さいますよう。

もつとも、(以後探索は不要ですから) その書付類をお戻し下さっても何等不都合はございません。

そういうことで、願ひ上げます。以上

⑥右の通り書付(①)〜⑤の御下げ願ひ。⑤でいう探索願ひの「書付類」とは別)を

差し出しましたのでお達し申します。願ひの通り

書付(⑤でいう探索願ひの「書付類」のこと)をお戻し下さいます様に望んでおります。この件をよろしく

仰せ上げ下さい。以上

〔語意・語法〕

①奉願上「奉」は補助動詞として、下の動詞(「願上」)

私儀「新七儀」にすべき。差出人は宿主らで、①は新七

に宿主らの大庄屋・胡乱者改に対する謙讓表現を作る。

の動き。若山表「表」は土地。地方。仕切金 買い手が



売り主に渡す総額。

- ② **其段奉願上候処**…これ以降は何も示さずに、新七ではなく宿主の願いに転換してしまっている。「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。**吟味** 罪状を調べ糺すこと。取調べ。**被為成下**「被」「為」は大庄屋・胡乱者改への敬意を示す助動詞。**厚御利解**「厚」は、身に受けたり、人に与えたりする恩恵・幸い・情愛などの気持の程度がはなはだしい。「人情」「恩恵」「好意」などについて、「真心がこもっている、志が深い」の意を含む。「理解」は、道理。わけ。また、わけを話して聞かせること。説得すること。**仰聞**（胡乱者改の考えを）言い聞かせる。「」は挿入符。
- ③ **家内** 家族・奉公人。**相調** ②末の「厚御利解被為仰聞候付」を受けて、ここは胡乱者改でなく宿主が「相調候」。「相」は語調を整える語。**疑ヶ敷**「うたがしき」で「わ」がないが、「うたがわしき」と読む。**当惑仕**「仕」は「する」「行なう」を、聞き手（大庄屋・胡乱者改）に対しへりくだる気持ちで丁寧にいう。
- ④ **思付**…**打忘**「思付候者、…之ヲ打忘候儀二御座候」と

でもすべきか。**なけし**「長押」。日本建築で、柱と柱の間を、柱の側面から横に打ちつけた材木。**入置**「置」の下のが「候」。**打忘** 忘れる。「打」は接頭語。**仲間** 筏乗り仲間共。「中」は、その役儀の集団。**容易** ここは安易のこと。**願出候段**「段」は、「仲間中ハ不及申相尋、其上御役人衆へ容易願出候」。金子がなくなつて以降とつた、宿主らの一連の行動をいう。**不調法** 過失。不始末。**此段**「相尋…願出候段」の「段」に同じ。**御免被為成遣候** これまでの主格（主語）は宿主だが、「御免」をするのは藩、あるいは大庄屋・胡乱者改に転換している。敬語「被・為」がつくことで判断できる。「遣」は補助動詞的に、尊大な気持ちをこめて、大庄屋らが「…してやる」。**幾重二も** 何度もかさねて。特に、下に、わびる、願うの類の語がきて、その気持ちを強めていう。かさねがさね。

⑤ **書付類** なくなつた金子の探索願ひ。この一件控えにその書付類の控えは含まれていない。金右衛門に戻して、胡乱者改の手元にはなくなつたからか。**御下ヶ被成下候様**…ここで文章はいったん閉じる。**申四月** 嘉永元年

(二八四八)。右同六右衛門・右同又治郎 今回の件について直接の関わり合はないものの、筏乗り仲間の東川村の定宿として金右衛門と名を連ね探索を願ひ出たのか。同村肝煎「同村」は紀州伊都郡佐野村。

⑥ 右之通書付 宿主らが今回差し出した御下げ願ひ(①)⑤のこと。願之通書付⑤でいう探索願ひの「書付類」のこと。被為成下候様仕度奉存候「可被為成下候」のこと。ここから主体の意志「可」を弱めた形にすれば、「被為成下候様奉願上候(「願上」を「存」に置き換える方

【右名前の者共、私方へ預かり置く】

この一札は、まだ金子が発見されていない時点でのものですから、前項【長押へ入れ置き候を打ち忘れ】より前のものはずです。ここでは、同宿していた筏乗りを全員宿に留め置いています。金子の紛失はこの日宿屋に

〔釈文〕

① 乍恐一札之事

字の川  
新七

がさらに弱まる」となるが、さらに婉曲的な話法に変えたものが、「被為成下候様仕度奉願上(存)候」。佐野村肝煎が大庄屋・胡乱者改に向けた話法。「被」は大庄屋・胡乱者改の「成下」に対する肝煎からの敬語表現。して下さる。「仕」は肝煎の大庄屋・胡乱者改に対する謙讓表現。「奉」は肝煎の「存」についての、大庄屋・胡乱者改に対する謙讓表現。被仰上「仰上」の主格(主語)も対象者も漠然とした、上に伝えてほしいという一般的な表現。

いた者の仕業に相違ないのでから、発見できない以上、禁足状態にせざるをえませぬ。宿の主人が権限を持つている様子もみることができます。



古来和之志方也德福の起る

清用之良也何时有之

行年

六十一

全り

急云  
清源  
元

②

右通り 宇野 幸子 知法

日村行重

六 九

宇野 幸子 知法

同 幸助

新子 庄右衛門

の、口 丈右衛門

わしか口 寅藏

小ぐるす

弁助

迫き

兵右衛門

名倉

清兵衛

廣口

源藏

右名前之者共私方江慥ニ預リ置候間、

御用之節者何時ニ而も罷出申上候

佐野橋屋

金右衛門

肝煎

六兵衛殿

②右之通り無相透相聞届承知仕候

同村肝煎

六兵衛

鈴木兵右衛門殿

堀 源太夫殿

〔読み下し文〕

① 恐れ乍なら一札の之事

右名前之者共私方へ慥たしかに預り置き候間、

御用之節は何時なんときにても罷り出で申し上げ候

②右之通り相違無く相聞き届け承知仕り候

〔文意例〕

- ① 恐れ多くも（差し出します）証文について  
右の名前の者共は私方で確かに預かり置いています（禁足状態）ので、  
必要があればいつでも（その者が）出頭いたします。  
② 右の通り間違いなく確かめて許可いたしました。

〔語意・語法〕

- ① 宇の川「東川」村。吉野郡川上村東川。新子「あたらし」村。吉野郡吉野町新子。のゝ口「野々口」村。吉野町国栖。わしか口「鷲家口」村。東吉野村小川。小ぐるす「小栗栖」村。「こぐりす」「おぐるす」「おぐりす」。東吉野村小栗栖。迫「さこ」村。吉野郡川上村迫。名倉名倉村。橋本市高野口町名倉。廣口伊都郡かつらぎ町広口。預り置 禁足状態。罷出申上「罷」は、改まった

【目がねに掛かり候者召し捕り】

胡乱者改堀氏は、筏乗り仲間共に「情ケヲ以申論し」たのに何も言っていない、今度は「其元」（筏乗り仲間の頭取にあたる人物か）が筏乗り共に、金子を「詫出し」

口調で莊重にいう気持ちを添える。「申上」は、多く、「おや」「御」の付いた自分の行為を表す体言の下に付けて、その行為の対象（大庄屋・胡乱者改）を敬う。佐野橋屋宿の屋号。筏乗り仲間の定宿だろう。

② 聞届 注意して聞く。確かに聞く。十分に事情を聞いて確かめる。

するようにじっくりと言って聞かせる番だと説いています。本節二項【長押へ入れ置き候を打ち忘れ】の②「厚御利解被為仰聞」も同様の説得を示しているでしょう。

胡乱者改が金右衛門の宿に取り調べに行つたとき、状況からして内部の者の仕業と判断し、金子を盗つた者は差し出すようにと言つたことまでは間違いないでしょう。しかしそれだけでは「情ケヲ以申論し」「詫出し」「厚御利解被為仰聞」の説明にはなりません。もつと踏み込んで、「差し出せば罪には問わないから」と言つたに違いないのです。恩情の胡乱者改堀氏です。

一方では、もし誰も金子を出さないのなら怪しいと目を付けた人物を捕らえるぞという脅しもかけていますが、筏乗り頭に③「直談之上…早々返答可被申候」ともいつているのですから、捕らえるというのは実際は駆け引きでしょう。

そうすると、【長押へ入れ置き候を打ち忘れ】で自然にも「風与思付、夜分ふせり之節なけし江入置候処打忘」た金子が出て来たというのですが、これはもう、胡

〔釈文〕

①昨日者筏乗り仲間共御糺相付、其上情ケヲ以申論し置候得共、于今何等沙汰致し不申候付、其元仲間共へ

乱者改や頭の説得で下手人が差し出してきたに相違ありませんまい。「なけし（長押）」へ入れたというような大事なことを忘れてはいるはずもなく、ありとあらゆる所、もちろん長押も探しているはずで、差し出してきたものを、忘れていたのが出てきたことにしただけのことなのでしょう。その後、「打忘」れていたことを取り調べた形跡もないのですから。説得に応じて差し出してきたことで、めでたく手打ちにしたようなのです。やはり、罪には問わないから差し出せと言つたのでしょうか。

この書状は、控えの最後に書き留められているのですが、実際の順番は【長押へ入れ置き候を打ち忘れ】が最後になるはずで、しかし、この（筏乗り頭か）兵右衛門宛て書状を最後に回すことで、自分の事件への関与を薄めて、あたかも置き忘れた金子が出て来たように装いつたのではないのでしょうか。



篤与申聞金子詫出し候様取計可被申候、②若出し

不申候ハ、慈悲・情之道理を聞分無之族故情

掛懸ケ候ニハ不及、此方之目がねニ相掛リ候者老人、只

今惣廻リ・非人番共ヲ以召捕ニ遣し候間、③此切紙着

①  
以之代家付る是御乳お付之は情を申候  
至此は今日何事ゆゑに申すは為之候候  
鳥与申候金子詫おし候候申すは情を  
申候候は是御情を申候候候候候候候  
掛懸ケ候候候候候候候候候候候候候  
今惣廻リ候候候候候候候候候候候候候  
候候候候候候候候候候候候候候候候  
候候候候候候候候候候候候候候候候  
候候候候候候候候候候候候候候候候

伊都郡胡乱者改  
堀源太夫  
流木方兼勤  
四月廿九日  
和苧東川村  
兵右衛門殿

次第宿金右衛門与直談之上拙者出張所へ早々返答  
可被申候、依之申遣候、以上

伊都郡胡乱者改  
堀源太夫  
流木方兼勤  
四月廿九日  
和苧東川村  
兵右衛門殿

〔読み下し文〕

①昨日は(者) 筏乗り仲間共御糺し相付き、其上情けを以て申し論し  
置き候えども(得共)、今に(于) 何等沙汰致し申さず(不) 候に付き、其二元仲間共へ  
篤と(与) 申し聞け金子託出し候様取り計らい申さる可く(可レ被レ申) 候、②若出し  
申さず候はば(ハ、) 慈悲・情之道理を聞き分け之無き族故情  
掛け候には及ばず、此方之目がね(眼鏡) に相掛り候者老人、只

今惣廻り・非人番共を以て召し捕りに遣し候間、③此切紙着き

次第宿金右衛門と直談之上拙者出張所へ早々返答

申さる可く候、之に依り申し遣し候、以上

〔文意例〕

①昨日（四月二十八日）は（金右衛門の宿にいる）筏乗り仲間共について御取り調べを行ない、

その上情けをかけて（盗った金子を差し出す様に、あるいは、出せば罪には問わないと）論して置いた。しかし、いまだに（筏乗り仲間）何らの通知もしない（してこない）ので、其の方の仲間共へじっくりと言つて聞かせ、（下手人が反省し）詫びて金子を差し出す様に

取りはからいなさい。②もし（それでも）出さ

ないのならば、（その下手人は）慈悲とか情けとかの理屈が分からない輩なのだから、情を

かける価値がない。こちらが怪しいとらんだ人物ひとり（に向けて）、すぐ

に惣廻り・非人番共を召し捕りに遣わす。そこで、この達しが着き

次第、宿主の金右衛門と直談判の上、拙者の出張所へ早々返答

なさるよう。そういうことで、申し遣わす。以上

〔語意・語法〕

①御札「御」は胡乱者改の役儀としての正式な行為だから。任務を負う。「任につく」。情ケヲ以申諭し「情ケヲ以ら。」「札」は取り調べ。相付「付（就）」は、ある役目やとし、二行後「金子詫出し」や、②「慈悲・情之道理を

聞分無之族故情掛ケ候ニハ不及」とある。出来心なのだろうから反省して金子を差し出せ、あるいは、差し出せば罪には問わないとまで踏み込んだか。于今過去から続いて今に至るまで。今になってもなお。いまだに。沙汰報告。通知。不申「申」は補助動詞。動詞の連用形（致し）に付いて、改まった気持ちで丁寧な、また、堅苦しく言うのに用いる。其元仲間共「篤与申聞」といつているのだから、兵右衛門は筏乗り仲間の親・頭。「其元」は、あなた。申聞「もうしきけ」。仲間の親が申し聞かせる。詫出し金子を盗った下手人が反省し、盗みを詫びて金子を差し出す。可被申候「可：候」は話し手、胡乱者改の意志を表す。「可」単独よりも丁寧。「被」は尊敬を表す助動詞。ここでは兵右衛門へのていねい語。

②候ハ、順接の仮定条件。：ならば。「候」（候ふ）の語尾変化「候」（候は）に、仮定の「ば」を加え

た表現。道理 物事のそうあるべきこと。当然のすじまち。正しい論理。目がねニ相掛り「眼鏡に掛かる」は、目上の人の意にかなう。気に入る。ここでは、怪しいとにらんだ（人物）。只今 すぐ。すぐさま。惣廻り・非人 番 いずれも胡乱者改の配下の者で探索や捕縛にあたった。「惣廻り」は各組ひとり、「非人番」は村にひとり。召捕ニ遣し候 一方で、③「直談之上：早々返答可被申候」ともいつているのだから、「目がねニ相掛り：」以降は駆け引きで、真意ではなからう。「遣」は上位者が人（胡乱者改が惣廻りら）をやる、行動させる、物をやる。

③切紙 小紙面の達だったか。申遣「遣」は補助動詞的に、尊大な気持ちをこめて、兵右衛門に「：してやる」。流木方兼勤 流木取締方も兼務。四月廿九日 嘉永元年（一八四八）。和彥東川村兵右衛門 筏乗り仲間の親・頭か。

## 8 忌中引き五人組預け

嘉永元年（一八四八）、伊都郡笠田中村<sup>かせだなか</sup>の利助が西隣の上那賀郡で問題を起こし、上那賀胡乱者改の藤田氏の吟味を受けます。その最中、妻の死去にともない「忌中引」が行われ、利助は笠田中村にいったん戻されます。その引き受けの「覚」が、胡乱者改に対する感謝の表現なしにたんたと書かれていますので、これは「忌中引」

の願いを出して認められたということではなく、利助は慣例に従って戻されたことが分かります。

上那賀胡乱者改藤田氏宛ての「覚」が伊都郡胡乱者改堀氏に渡ってきたのは、村に戻った利助の当面の監督を堀氏に委ねたということなのでしょう。

〔釈文〕

〔端裏書〕

① 覚

〔笠田中村  
利助〆〕

一伊都郡笠田中村佐五郎悻利助与

申者、御糺品ニ付御吟味中手沓

被仰付候筈之處、②格別以御用捨

五人組私共江御預ケ被下、昼夜無

油断番仕候、尤御用節者何時成

共召連罷出可申、仍之御請申

上候、以上

五人組親  
善次郎<sup>印</sup>

申  
六月五日  
庄屋

元右衛門<sup>印</sup>

藤田源輔殿

是ハ妻せん死去ニ付忌中引致し有之故

(堀家文書ア四三)

〔読み下し文〕

(端裏書)

〔笠田中村

利助より(5)〕

① 覚

一伊都郡笠田中村佐五郎悴利助と(与)

申す者、御糺<sup>ただ</sup>しの品に付き御吟味<sup>てぐつ</sup>申手杓

仰せ付けられ(被<sup>おほせつけ</sup>仰付)候筈<sup>の</sup>之処、②格別の御用捨を以つて

五人組私共へ(江)御預<sup>もつと</sup>け下され(被<sup>くださ</sup>下)、昼夜

油断無く番仕り候、尤も御用の節は(者)何時<sup>なんど</sup>成る

とも(共)召し連れ罷り出で申す可し、之<sup>これ</sup>に仍り御請<sup>よ</sup>け申し

上げ候、以上

是は妻せん死去に付き忌中引き致し之有る故

〔文意例〕

一①伊都郡笠田中村佐五郎悴利助と

①

是

24  
2000  
2000

一 得教部在田中村统之持利也

中者正纪品身涉吟味中自也

正纪身比若之支括别以清和括

又之正纪身比若之支括别以清和括

仲以若正纪身比若之支括别以清和括

大正通品如中少之正法中

上少少

申

六月少

後田源博版

之書あり死去し月之有中少少之正法中

大正親

善光

大正

元若





申す者について、御取り調べの手順では「御吟味中手沓」を

(藩、ここではこれを体现する胡乱者改が) 御命じになるはずだったのだけれど、

② 格別の(胡乱者改の)ご配慮で

五人組である私どもへ(利助を)お預けになりましたので、(五人組は間違いの起こらないように) 昼夜

油断なく番を致します。なお、(胡乱者改が利助に対して) 必要が生じた節にはいつ

でも(利助を胡乱者改の下へ) 召し連れて出頭いたします。そういうことで、(利助を) お請け致します。

以上

これは(利助の) 妻さんの死去にあたって「忌中引」を行なっているため。

〔語意・語法〕

① 端裏書 書面を巻いて保存した場合に内容が一目で分かるよう、表となる端(書面の右側)裏に書いた記述。

ここは胡乱者改堀氏方の筆の**はず**。笠田中村 伊都郡かつらぎ町笠田中。利助ち「夕」はふさわしくない。「利

助御預ケ」のこと。覚「御請覚」。佐五郎悻利助 当主から書き起こす必要がある。「笠田中村利助」とは書けな

い。申者「申者二付」としたい。御糺品「品」は、方法。しかた。やりかた。御吟味中手沓「手沓」は手枷。

「吟味中手錠」の語がある。軽い罪にあたる被疑者に

用いられた。未決囚は手鎖をかけられたまま、町村役人

などに預けられ、奉行所の吟味を待った。被仰付(藩

が) 命じるの敬語。「被」は尊敬を表す助動詞。受身で

はない。「仰」も敬語で、二重の敬語。

② 五人組 連帯責任を持たせるために五つの家で組ませ一つの単位とした組織。御預ケ被下 妻の死去にともなう、

慣習的な忌中引きの吟味停止らしい。願い出て実現したのではないから、「御預ケ被下難有奉存候」のような文言

は入らない。だが、そうであっても藩(胡乱者改)の行為

だから「被下」とする。「候間」をにおいて「被下候間」とすべき。御用「御」は、藩の御用。罷出可申「罷」は接頭語的に用い、改まった口調で莊重にいう気持ち添える。「可」は話者（五人組親ら）の強い意志を表す助動詞。

「申」は補助動詞。動詞の連用形（ここでは「出」）に付いて、改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。申上「申上」は目上の人（胡乱者改藤田氏）のために、ある行為をしてさしあげる。多く、「お」や「御」の付いた自分の行為を表す体言の下に付けて、その行為の対象を敬う。申嘉永元年（一八四八）。五人組親

## 9 不奉公に付き再応願い

嘉永三年（一八五〇）、働きの悪い不奉公な奉公人があり、雇い主はその親に胡乱者改堀氏を通じて二度目の善処を求めようとしています。ただ、このような事件でも事故でもない、いわゆる民事関係の事案は本来大庄屋の扱いになります。それを胡乱者改が対処しています。

「親」は五人組代表。藤田源輔「上那賀両組胡乱者改」。

上那賀郡両組は、那賀郡の内、紀ノ川上流部分。名手組・粉河組。上那賀両組胡乱者改藤田源輔にあてて覚を差し出しているのだから、伊都郡笠田中村の利助は上那賀郡で何らかの問題を起こしそこで吟味を受けていた。藤田氏宛の覚を伊都郡胡乱者改堀氏に渡したのは、伊都郡に戻った利助の監督の権限を当面堀氏に委ねたのか。是八：胡乱者改堀源太夫方の後筆か。忌中引 忌引き。喪に服するため引きこもること。有之「有」は進行・継続。「之」は強調。

そのあたりの分担も曖昧だったようです。この情に厚い胡乱者改は、頼まれて断り切れなかったのでしょうか。一度是正を求めたにもかかわらず親が動くとうしないため、再度の要求が必要になったのです。胡乱者改は余り強くいえなかったのかもしれませんが、親には無視され、

①

乃慈再慈奉親之旨覺

一先達之法也抑以如心之念人處村產心

將利也下上之有以生之旨乃慈在教也

則法也抑以如心之物有在者心今此行

②

附以心之旨何年可有此行附以如心也

此修得此如也  
 乃志多志之  
 乃修得此如也  
 乃志多志之  
 乃修得此如也

庚  
 八月

予深  
 口村  
 善法

源太史友

願い人からは二度目の願いに突き上げられ、胡乱者改堀氏はこうした事案には向いていないようです。

ただこの願い覚、庄屋が書いているようですが、この

短い文中に「御取扱」「相片附」をそれぞれ三回ずつ使っています。とてもではないですが、よい文章とはいえませんが。

〔釈文〕

① 乍恐再應奉願上候覺

一先達而御取扱被為成候名倉村彦右衛門

俸利兵衛ト申候者、不奉公ニ付乍恐奉願上候

所、御取扱被成下難有奉存候、②于今相片

附不申候ニ付、何卒早々相片附候様彦右衛門へ

被仰付被成下候へハ難有仕合ニ奉存候、

乍恐急々相片附候様御慈悲之御

了簡ヲ以テ御取扱可被成下候様奉願上候、以上

市原

本人

戌

五月

同村庄屋

惣助<sup>印</sup>

善治郎<sup>印</sup>

堀源太夫殿

(堀家文書 ツ一八九)

〔読み下し文〕

① 恐れながら再まご応願い上げ奉り候覚

一先達て(而)御取り扱い成させられ(被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>成)候名倉村彦右衛門

忒利兵衛と申し候者、不奉公に付き恐れながら願い上げ奉り候

所、御取り扱い成し下され(被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>下<sub>一</sub>)有り難く存じ奉り候、②今に(于)相片

附け申さず(不)候に付き、何卒早々相片附け候様彦右衛門へ

仰せ付けられ(被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>付<sub>一</sub>)成し下され候えは(へハ)有り難き仕合わせに存じ奉り候、

恐れ乍ら急々相片附け候様御慈悲之御

了簡を以て御取り扱い成し下さる可く(可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>成<sub>一</sub>下)候様願い上げ奉り候、以上

〔文意例〕

① 恐れ多いことですが、再び願い上げ致す書付

一先達て(胡乱者改が)お取扱いなさった名倉村彦右衛門の

忒利兵衛という者ですが、きちんと奉公しないので恐れながら(対応を胡乱者改に)願い上げ致しました

所、お取扱いをして下さり有り難く存じます。②(ところが)いまだに(彦右衛門は)片

附けません(対処しません)ので、何卒早々片附ける様彦右衛門へ

(胡乱者改が)御命じ下さいましたならば有り難き仕合わせに存じます。

恐れ多くも(彦右衛門が)早急に片附けます様、慈悲深い御

了解で(この件を)御取り扱い下さいます様願い上げます。以上

〔語意・語法〕

①奉願上「奉」は補助動詞として、下の動詞（「願上」）に、胡乱者改に対する本人惣助らの謙讓表現を作る。先達而：難有奉存候 長いので分かりにくいのだが、要点をまとめると「取り扱ってくれた不奉公について、願い上げたら取り扱ってくれてありがとう」となる。ひとつには「御取扱」を重複させているだけではなく、ふたつには「取扱」は「願上」が前提になっているのだから、後ろに「願上」を再び出すのもおかしい。今日でもあり得る、混乱した文章。書き起こしが「名倉村彦右衛門」では分かりにくいだろうという配慮から「先達而御取扱被為成候」を入れたのだろう。願い上げた内容に進むうちに前を忘れ、再び「御取扱被成下難有奉存候」と書いてしまった。文頭「先達而御取扱被為成候」を削ればいいのだが、何かを置きたいのであれば、「乍恐奉願上候名倉村：不奉公二付、御取扱被成下難有奉存候」とすれば二つの問題は解消する。もし「先達而御取扱被為成」としてしまったならば、「先達而御取扱被為成難有

奉存候名倉村：不奉公二付、②于今：」となるのだろうが、頭が重くなるので、避けるべき悪文だろう。御取扱被為成「御・被・為」が敬語。胡乱者改への三重の敬語表現。名倉村 橋本市高野口町名倉。名倉村彦右衛門 利兵衛 当主（彦右衛門）から書き起こさなければならぬため、名倉村利兵衛とは書けない。不奉公 主人に忠実でないこと。まじめに主人に仕えないこと。

②于今 過去から続いて今に至るまで。今になってもなお。いまだに。相片附 このうしろにも「早々相片附」「急々相片附」とあり、都合三か所も使っている。彦右衛門に対する「仰付」を、再度求める願いのため、気持ちが走りすぎてこういう表現になっているのだろうが、よい文章のはずがない。二つ目の「早々相片附候様」は「早々致候様」とでも変えるか、三つ目の「急々相片附候様」は削除。三つ目の「急々相片附候様」は、次行の三つ目の「御取扱」である「御取扱可被成下候様」と「候様」でも重複する。「相」は語調を整える語。不申「申」

は補助動詞。動詞の連用形（「片附」）に付いて、胡乱者改に対し改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。被仰付（藩が）命じるの敬語。「被」も「仰

## 10 贖金似寄りの品を所持致し

嘉永四年（一八五二）、久兵衛が贖金様のものを持ち歩いて捕まりました。吟味で下人久兵衛は、「目方も軽く、色も悪く、格好も違うので贖金などとはいえない」と主張します。「申口」にそう書いてあるということ、胡乱者改・大庄屋の側がそれに同調してしまっただけを意味します。胡乱者改らはせいぜい、でも「持ち歩いてきたことは不届きだ」と納得させただけに終わっています。

もちろん、胡乱者改は下手人に、「使うつもりだっ

付」も敬語で、胡乱者改への二重の敬語。候へハ：ならば。ここでは「候ハ、」と同意。市原伊都郡丁ノ町村の小名。かつらぎ町丁ノ町。戊五月嘉永三年（一八五〇）。

た」と無理矢理面白させたりはしませんが、贖金作りは大罪で、作っただけでもだめなのだと分らせています。ここでは思いやりの吟味が裏目に出ています。

この後下手人を和歌山へ「引纏」するのですから、胡乱者改の吟味の後、下手人は藩の評定所で裁判を受けることになるのです。

なお、一件には妙に「段」が多く使っています。重々しい表現にしたかったのでしょうか。

〔釈文〕

①

吟味白状  
元有田郡北湊村  
浅右衛門義絶悴



①

吟味白紙  
在方部北漢内

後方部北漢内

久三

去

案方部北漢内

(奉公先五か所等七行略)

② 上座之人我亦能先之也 持到也

由七月廿九日之故 誠心之山 爲其

後 亦其 故 後 上 座 之 人 亦 能 先 之 也

後 亦 其 故 後 上 座 之 人 亦 能 先 之 也

④ 之 後 亦 其 故 後 上 座 之 人 亦 能 先 之 也

之 後 亦 其 故 後 上 座 之 人 亦 能 先 之 也

此書乃乃之此力味身身中披後  
之之之之之之之之之之之之之之  
此書乃乃之此力味身身中披後

⑤ 右之乃乃之此力味身身中披後

去七月

中絶大意

山口徳義

堀江義文

的場紋九所標

⑥

光

一 八月廿七日南朝之公持此函札于西之

立而了以有也回了了有捕也又公呈果云云 中又云

此也又少日有公呈到也云云 公呈原書

⑦ 以有取不美今以原信書云云 紙一函中口云有

五折子小名云云 抄本。

今并副札之致一德也原信書云云 公呈原書

此後方乃少振之有等傳信一前白  
相所也中とある

伊勢郡洲本

坪原右文

中絶之書

近田徳義

仙場致之席柳

ま  
はりう

(下げ紙)

⑧

伊都胡乱者改堀源大夫  
御座候、御吟味ニ付有躰申上候、已上  
右之通吟味仕申口書附御達申上候、以上

久兵衛

亥年廿四才

宗旨者浄土宗ニ而御座候

(奉公先五か所等七行略)

②手慰ミニ金式朱似寄之品ヲ拵所持致シ、  
當七月此邊江罷越候處御召捕ニ相成

候儀ニ御座候、③前段手慰ミニ致候儀ニ付、目方も

輕ク色合等茂悪敷其上好も相違致シ

有之候儀ニ付、全ク贖金与申品ニ而者無之候

得共、④容易ニ似寄之品ヲ所持致有之段

不埒千万との御吟味ニ付而者申披茂

無之重々奉恐入候、且同類之者者毛頭無

御座候、御吟味ニ付有躰申上候、已上

⑤右之通吟味仕申口書附御達申上候、以上

伊都胡乱者改

堀源大夫

亥七月 中組大庄屋  
的場紋九郎様 辻田傳兵衛

⑥ 覚

一先月廿六日當組名倉村江胡乱ケ間敷者

立廻り候付、惣廻り共召捕候處、盗口等者無之

候得共如何敷品所持いたし有之候段届出

候付、私共立合吟味仕候處、別紙之通申口ニ付、

⑦所持品小箱壹つ相添。  
。今五日胡乱者改引纏出府仕候間、宜鋪御

取扱被為成下候様仕度奉存候、依之別紙申口

相添御達申上候、以上

亥 伊都郡胡乱者改

八月二日 堀源太夫

的場紋九郎様 中組大庄屋 辻田傳兵衛

〔下げ紙〕  
⑧本文召捕候久兵衛儀、此程少々病氣ニ而罷在候趣ニ付、引纏延引相成申候

(堀家文書 ア三五)

〔読み下し文〕

① 宗旨は(者)浄土宗にて(而)御座候

② 手慰みに金式朱似寄りの品を拵え所持致し、

当七月此<sup>こゝ</sup>辺りへ（江）罷り越し候処御召し捕りに相成り

候儀に御座候、③前段手慰みに致し候儀に付き、目方も

軽く色合い等も（茂）悪しく（敷）其上<sup>その</sup>格好も相違致し

之有り候義に付き、全く贖金<sup>じせがね</sup>と（与）申す品にては之無く候

えども（得共）、④容易に似寄<sup>の</sup>り之品を所持致し之有<sup>これ</sup>る段

不埒<sup>ふちせんばん</sup>千万との御吟味に付いては申し披<sup>ひら</sup>きも

之無く重々恐れ入り奉り候、且同類<sup>の</sup>之者は毛頭

御座無く候、御吟味に付き有り体<sup>た</sup>申し上げ候、以（巳）上

⑤右之通り吟味仕り申し口書き附け御達し申し上げ候、以上

⑥ 覚

一先月廿六日当組名倉村へ胡乱がましき（ケ間敷）者

立廻り候に付き、惣廻り共召し捕り候処、盗み口等は之<sup>これ</sup>無く

候えども如何<sup>いか</sup>しき（敷）品所持いたし之有り候段届け出

候に付き、私共立ち合い吟味仕り候処、別紙<sup>の</sup>之通り申し口に付き、

⑦所持品小箱壱つ相添え

今五日胡乱者改め引き纏<sup>まと</sup>め出府仕り候間、宜しく（鋪）御

取り扱ひ成し下せられ（被<sup>お</sup>れ為<sup>せ</sup>成<sup>な</sup>下<sup>くだ</sup>）候様仕り度く存じ奉り候、之<sup>これ</sup>に依り別紙申し口

相添え御達し申し上げ候、以上

⑧本文召し捕り候久兵衛儀、此程より（分）少々病氣にて



罷り在り候趣に付き、引き纏め延引えんいんに相成し申し候」

〔文意例〕

① 宗旨は浄土宗でございます。

② 手慰みに忒朱金貨に似通ったものをこしらえて、(それを)持ち歩いていました。今年の七月、このあたりにやって来たところ(惣廻りが私を)御召し捕りになつたことで御座います。

③ 右の手慰みでした点についてですが、(忒朱金貨は)目方も軽く色合い等も悪く、その上格好も相違している

ことです。全く贋金と申す程ではありません(久兵衛の主張に堀・辻田両氏は納得してしまっている)。  
④ しかし、(堀氏・辻田氏のいうように)安易に紛らわしい品物を持ち歩いていたことは不埒千万、という御取り調べ(のご判断)には申し開きも

なく(堀・辻田両氏の言を久兵衛は受け入れている)、重々恐れ入ります。かつ、共犯者は全くございません。御取り調べについてありのまま申し上げました。以上

⑤ 右の通り取り調べいたし、供述の書き付けをお達し申します。以上

⑥ 覚書

一先月二十六日当組名倉村へ怪しげな者が

立ち回ったので、惣廻り共が召し捕りました。すると、(その人物、久兵衛は)盗みをした形跡はなかったけれど妙な物を持っていると(惣廻りは)届け出てき

ました。そこで、私共(堀氏と辻田氏)が立ち合って取り調べいたしたところ、

別紙(①)④)の通りの供述でした。

⑦そこで、所持品の小箱ひとつを添え、

今月五日、胡乱者改が(容疑者達を)引き纏めて(和歌山に)出府いたしますので、よろしく御

取り扱い下さいますように望んでおります。そういうことで、別紙の供述を

添えお達し申し上げます。以上

「⑧本文(①)⑦)にある、召し捕った久兵衛ですが、

このほどから少々病気にかかっていますので、引き纏めは延期に致します」

〔語意・語法〕

①吟味白状 後筆か。行間も狭く、文字も小さいため、表

題の「吟味白状書」ではなく、久兵衛の属性を示す「吟

味白状者」のことか。元有田郡北湊村「義絶」され村と

は縁が切れているから「元」。「北湊村」は有田市港町。

義絶「ぎぜつ」。親族の関係を絶つこと。悪事を犯した場

合に親・親類にまで責任が及ぶため、その人物との義絶

を村役人に届けた。亥年 当嘉永四年(一八五二)。宗旨

者：切支丹でないことの表明だが、形式化している。

②手慰ミ 退屈をまぎらわす手わざ。金貳朱 貳朱金貨。

一両は四朱。罷越「罷」は複合した動詞に、へりくだり

丁重にいう気持を添える。御召捕 近世には受身形をほ

とんどとらないので、惣廻りが「御召捕二相成」なのだ

が、主格(主語)も書かないので分かりにくい。

③前段 ②の「手慰ミニ金貳朱似寄之品ヲ拵」のことだ

が、「前段」というほどの広範囲の文章を含む内容では

ない。せいぜい「前二申述候通り」程度。威厳を込めた

表現にしたいのか。有之「有」は、動作・作用・状態の、

進行・継続や、完了した作用の結果が残っていることを

表わす。「之」は強調。全ク賈金与申品ニ而者無之候久

兵衛の主張を堀・辻田両氏は崩せていない。⑦にあるよ

うに「小箱」に入れて持っていたのだから「手慰ミ」なのだろうが、見た目が似ていない（材料にはふれないのか）から問題ないのではない。作ったこと自体まずい。

④**容易二似寄之…不埒千万** ここは堀・辻田両氏の言を久兵衛が受け入れたので挿入したのだろう。だが、③同様、作ってもいいが持っていたから悪い（⑦の小箱に入れて家に置いておく分には問題はなかった、になってしまう）のではなからう。久兵衛の供述に巻き込まれている。**容易** ここは安易のこと。**有之段** ここも③「前段」同様、「段」をつかうほどの広範囲な内容をうけてはいないのだが、次に続く「不埒千万」にからめて、堀氏・辻田氏は重々しく表現したかったのか。「有之趣」か。**不埒千万** 大変けしからんこと。贖金については「全ク贖金与申品ニ而者無之候」という久兵衛の主張を崩せず、「所持致有之段」は「不埒千万」だけを何とか認めさせたといったところか。**申披** 弁解。言いわけ。**同類** 共犯者。**有躰** ありのままであること。

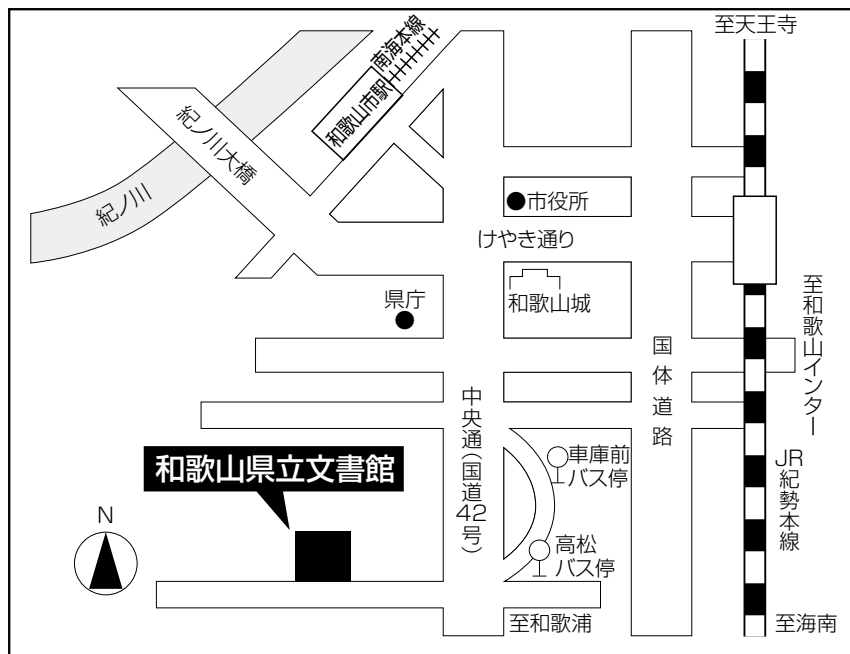
⑤**申口** 言い分。申し立て。**申上** 目上の人（代官）のため、ある行為をしてさしあげる。多く、「お」や「御」

の付いた自分（胡乱者改ら）の行為を表す体言の下に付けて、その行為の対象を敬う。**的場紋九郎** 伊都郡代官。

⑥**當組名倉村** 伊都郡中組。橋本市高野口町名倉。**胡乱** あやしく疑わしいこと。**ケ間敷** 動詞の連用形、体言、副詞などに付いて、…らしい。…の傾向がある。**惣廻り** 胡乱者改配下で探索・捕縛を担う。**盗口**「口」は、手がかり。**無之**「之」は強調。**如何敷** 疑わしい。不安である。**有之候段** この「段」も大変な事件だという意味で重々しく表現したかったか。「有之候趣」で十分か。**別紙** ①～④のこと。

⑦**相添**。「」は挿入符。「相」は語調を整える語。**引纏** 集めまとめる。とりまとめる。容疑者を幾人かまとめ、裁きを受けさせるために和歌山評定所に連行するの**か。被為成下候様仕度奉存候**「可被為成下候」の婉曲表現。「被・為」は代官への敬語。「奉」は代官への謙讓語。

⑧**本文** ⑥⑦の「覚」。**罷在**「罷」は、改まった口調で莊重にいい、その意を強める。**申候**「申」は補助動詞。動詞の連用形（成）に付いて、改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。



## 〈利用案内〉

所在地

〒六四一—〇〇五一

和歌山市西高松一—七—三八

(TEL073—436—9540)

開館時間

火曜日～金曜日

午前10時～午後6時

土・日曜日・祝日及び振替休日

午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)

年末年始 12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)

2月～12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときはその翌日)

特別整理期間 10日間(年1回)

交通

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

## 古文書徹底解釈 紀州の歴史 第四集

平成二十九年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 株式会社協和

環境に配慮した用紙と、  
植物性由来のインクを使用しています。  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



